

平成 21 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録（第 2 日）

平成 21 年 9 月 14 日（月曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 伏谷 修一

副委員長 森 長一郎

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

阿部 五一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

石橋 源一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 小野 史典

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

会計管理者 本郷 義博

室長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 鈴木 学

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

税務課長 菅野 敏

収納課長 鈴木 春夫

商工観光課長 佐藤 慶輝

市民課長 加川 昭

農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

介護福祉課長 鈴木 博子

国保年金課長 大森 晃

健康課長 紺野 哲哉

建設部副理事(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

道路公園課長 鈴木 弘章

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 小畑 幸彦

教育委員会事務局理事(兼)文化財課長 高倉 敏明

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

選挙管理委員会事務局長 鈴木 典男

監査委員事務局長 大友 辰夫

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

- 議案第 68 号 平成 20 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について
- 一般会計
- 歳入質疑

○伏谷委員長

皆さん、おはようございます。外は秋晴れの清々しい天候のもと、2 日目の決算特別委員会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は 20 名であります。本日は、阿部委員から午前中の委員会には出席できないとの御報告を承っておりますので、御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開催いたします。

それでは、議案第 68 号 平成 20 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを議題といたします。

先日、一般会計の説明が終わっておりますので、これより直ちに質疑を行います。

一般会計歳入歳出決算のうち、まず歳入について一括質疑を行います。これまでも確認しているとおり、本委員会は要望・陳情の場ではなく付託された議案の審査の場です。議題から離れた意見は差し控えるよう御理解いただき、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は 1 回 3 件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただき、その後 1 件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局においても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、内容に誤りがあった場合は、原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願いいたします。

それでは、まず歳入一括質疑を行います。挙手をもってお願いいたします。

○吉田委員

お伺いいたします。

資料 8 の 15 ページ、地方交付税の算出資料に基づいて伺いますが、まず地方交付税の前年度比に対する 6,438 万 4,000 円、 2.2%の増であります。これは基準財政需要額に明記されているとおり地方再生対策費 6,856 万 1,000 円が算入されたものによる地方交付税の増額というふうな受けとめるわけですが、そのような理解でよろしいかどうかについて伺います。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

吉田委員の御質問にお答えいたします。

平成 20 年度の地方交付税でございますが、まずはその基準財政需要額で申し上げますと、生活保護費の増が必要の増として挙げられます。それから、後期高齢者分の各種経費についての増額需要が見込まれております。そうした中で地方再生対策費が委員御指摘のとおり新たな算入費目として平成 20 年度から見られることになりましたので、それらが増額要因となっております。

また、一方で投資的経費分として包括算定経費に換算された分、それらが減となっております。そういったもろもろの項目の相殺によって今回 6,000 万ほどの地方交付税の需要額増となったものでございます。以上でございます。

○吉田委員

わかりました。

次に、同じ資料の同じページであります。臨時財政対策債について伺います。

この臨時財政対策債は、基準財政需要額を基本にして、その発行可能額が算定されるというふうな読み取ってよろしいかどうか伺います。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

まさしく臨時財政対策債は地方交付税総額の財源不足分を需要額から振りかえて起債発行とするものでございますので、まさに御指摘のとおりでございます。以上です。

○吉田委員

次に、同じく基準財政需要額に関することについて伺いますが、あわせて特別説明資料の 18 ページとの関係で伺います。

平成 20 年度決算状況の、この特別説明資料による基準財政需要額は上段右側の方に記載されておりますけれども、91 億 4,997 万 5,000 円です。この関係で資料 8 の同じく 15 ページの基準財政需要額としてここで記載されてるのは 96 億 7,155 万 6,000 円です。この違い、記載の意味について前段まずお伺いいたします。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、まず特別説明資料の 18 ページ、右の欄の一番上の、ちょうど中段の表の基準財政需要額が 91 億 4,997 万 5,000 円に對しまして資料 8 の 15 ページでございますが、こちらの算出資料によると基準財政需要額が 96 億 7,155 万 6,000 円になってございます。その差でございますが、委員先ほど御指摘いただいた臨時財政対策債が地方交付税総額の

財源不足額として地方負担分と国庫負担分でそれぞれ折半されて、地方公共団体の方で起債を起こすというふうな対象になったものですから、この差が地方財政不足の臨時財政対策債の発行可能額分ということになります。以上でございます。

○吉田委員

その面では、ここにも記載されておりますけれども、その差額差し引いて見ると、いわゆる臨時財政対策債振替額に相当するわけですね。5億2,158万1,000円ですか、ということに相なるわけですが、この需要額と収入額との関連でとらえてみたとき、臨時財政対策債が交付税として後年度措置されるという兼ね合いからして、この資料8の場合における基準財政需要額としては、このような96億という形で記載するわけですが、実質は収入額に対する総額としての需要額を見るのである関係からして、やはり決算カードの資料においては、このような記載をすることが当然のことだとは思いますが、もう少しその兼ね合いについてですね、収入額との関係で不足になることの関係上の需要額との扱いについて、再度説明を願います。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

本来であれば地方交付税は収支バランスを見て、その差額が全額交付税として交付されるとなっております。ただ、その諸般の景気の状態、社会情勢などにより地方交付税の総額が確保されない場合において、その分財政需要額と収入額の差が満額交付されないというふうな場面も出てきます。

その際、国庫で起債を起こして負担する分と地方公共団体が財源不足として負担する分、それぞれ折半されまして財源不足という観点からの起債発行措置、つまり臨時財政対策債の発行ということになるものでございます。

地方交付税を算出する際は、そもそも純粋にその地方公共団体において標準的に、そして地方の特性を加味した上で財政需要がどのくらいあるかと計算されるものが、資料8の15ページに載せてあります96億7,155万6,000円でございます。これと基準財政収入額、そちらの差が実は交付税として来るわけでございますが、今回平成20年度におきましては、その差の一部が財源不足として臨時財政対策債として発行をすることになりましたことから、こちらの特別説明資料の方の決算カードでは臨時財政対策債が振りかわった後、財源不足を交付税ではなく臨時財政対策債としての起債で賄ったことから、こちらの基準財政需要額は91億4,987万5,000円というふうな記載になったものでございます。以上です。

○吉田委員

そのとおりなわけですが、もう少し深めて説明いただければありがたいんですが、いわゆる収入額に対する不足額で見るとは、実際には資料8の15ページにもあるとおり、今説明あったとおりですね、そもそも需要額として見るということと、後年度交付税で措置されるということで見るとの兼ね合いからしてですね、やはりどうしてもこの特別説明資料、このような形でしか基準財政需要額のあらわし方は、全国的に統一的な扱いとしてはこのような形での、いわゆる5億2,158万1,000円を別に見た上でしか計上しないということに相なるということで、特に必要額であるので発行そのものは臨時財政対策債という市債の扱いになっているわけですが、そのお金の内容としては実際的には交付税の扱いになってることからして、ややお金の性格からすると市債にだけ計上してしまうという、計数上ですよ、借金にだけ計上してしまうという扱いとして見た場合に、この基準財政需要額と基準財政収入額との関係からして見た場合は、必ずしも内容的にはそう言い切れない側面が多分に含まれている数字であるのではないかなあという思いを込めて伺ったんですが、所見だけ伺います。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

大変失礼しました。

私もそのような所見でございますが、実は委員さんおっしゃっていただいたとおり、この決算カードにつきましては、標準的な財政状況をあらわすということで、その記載の要領が決まっております。こちらの基準財政需要額には臨時財政対策債で振り替えた分を除いて、そしてその臨時財政対策債は幾ら発行したかというのは、この決算カードの裏面でございます。19ページになります。19ページの左側の表のちょうど中段あたりの歳入合計の上に、臨時財政対策債の発行額として5億2,150万円が記載されて、上の地方交付税と足すとちょうど多賀城市の収入になるというふうな構造になってございます。以上でございます。

○竹谷委員

特別資料の関係から若干、今年度決算に当たっての所見といいますか、考え方と、これからの多賀城市の財政のあり方、それから戦略、緊急再生戦略との関係について若干お聞きしたいと思います。

特別資料の1ページには、20年度決算に当たって決算状況の歳入歳出の内容を明記されております。確かに内容をそれなりに分析してみれば、ここに書かれている文言に尽きるのかなというふうには見ております。

そこで、長期的な財政ということを踏まえてみれば、歳入の決算に当たって法人税の税収が大きくあったことによって、いわば財政調整基金も取り崩すことをしなくてもよかった。これはあくまでも自分たちの自主的な活動によって生み出したものでなく、私から見れば外部要因によってある程度生み出されているものではないかというふうに見てらっしゃるけれども、そういう見方をしてよろしいのかどうなのか、のが1点。

それから、歳出の総括でいきますと職員の定数の問題、地域手当の問題、管理職の手当の縮減というものが大きく歳出削減に寄与したというふうに私はとらえました。多賀城小学校校舎改築の問題については、これはその都度その都度の事業ということでございますのでそれほど、財政によってはこういう事業やらない、やりたくてもやれない場合も出てくるんですが、総体的に見ればそういう皆さん方の努力というもの、職員のそういうものにある程度歳出削減に寄与しているんだという見方をすべきなのかと。

一方では、社会環境の変化において社会保障制度等の問題によって歳出増になってきてる。ただし、この歳出の問題を見るにいつまでも職員の定数削減というものがどうやっていくのかという問題、これは戦略の関係もあります。それからいつまでも地域手当の抑制というのはいかがなものか。管理職手当の縮減というのはどういうものか。もし、多賀城の管理職手当等が縮減でいくとするならば、総体的な職員給料というものについても着手しなければいけないのではないかと。それが今後の多賀城の20年度決算からおきて21年度、そして皆さん方がお示ししました少なくとも緊急戦略の皆さん方が発行しているこのものとの整合性というものから見れば、もともと分析をしながら20年度の決算とあわせて21年度の予算の執行状況も含めて、今後の多賀城の財政のあり方ということについても言及しながら、緊急再生戦略が正しいのかどうなのか、修正をかけなきゃいけないのかどうなのかというところまで踏み込むのが大事ではないかというふうに私は見てらっしゃるけれども、その2点の見解についてお伺いしたいと思います。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

初めに、平成 20 年度の決算の総括でございますが、特別説明資料記載の竹谷委員御指摘の 1 ページに内容が記載してございます。一言で今回の決算を申し上げますと、法人税、特に法人税割の大幅な増収によりまして各種財政指標が軒並み改善されました。結果として財政調整基金の繰り入れなしで 6 年連続で決算を迎えることができたということでございます。

ただし、その内容でございますが、その最も大きな要因としましては、ただいま申し上げました法人税割の増収でございます。その法人税割の増収につきましては、確かに自主財源と依存財源というふうな区別で申し上げますと税収は自主財源の範疇になっておりますが、これは景気に左右されるもので、どうしても多賀城市が独自にというふうな部分では、確かにそういう点ではないかもしれません。ただ、自主財源の増収ということで今回経常収支比率というふうな財政指標も上がったのは、さきに御説明を申し上げたとおりでございます。

一方で、今般の景気後退に伴って歳出面では生活困窮者の増に伴っての扶助費が増となっております。

そうしたもろもろの対策の中で、今般、過去に発しました緊急財政戦略の関係で今後どのように財政運営をしていくかというふうな部分につきましては、まずはその一つに自主財源の確保という点に大きな力を入れておきたいと思っております。今般、法人税割の増収というふうな意味で財政が回復というふうな点では、それに違いはございませんが、これまで財政再建団体にならないためにさまざまな取り組みをしてございます。

改めてここで御紹介を申し上げますと、まず委員さん御指摘のあった人件費、職員関係の抑制でございます。それから指定管理者制度、それから事務事業の見直し、そういった意味の歳出の予算の執行の適正化にかかっております。それから、歳入の確保の場面では、資産の有効活用といたしまして遊休資産の売り払い、それから封筒やホームページの広告掲載料、それから 20 年度におきましてはポエムシティガーデン、そちらの方の スポンサー料の確保などにさまざま取り組んできたところでございます。こういった額としては非常に小さいんですが、それぞれ改善策の成果によって歳出面での予算の執行の適正化、そして自主財源の確保という取り組みによって、いずれ財政状態が回復してきたというふうにごちらでは見てございます。

そして、今後の財政計画の部分でございますが、財政計画につきましては、今第 5 次総合計画の策定に合わせて、当然中長期の財政計画を策定しなければなりません。

ただ、御存じのように、今、景気後退の中でいろんな地方財政措置が見直されてございます。その地方財政措置のあり方としては、地方交付税の縮減、そしてそれにかわる財源不足としての起債の発行による財政運営、そうした今非常に不安定な時期において中長期の財政計画を、いずれその緊急財政計画の中で焼き直しをしようとするとなかなか難しいというふうなことで、今その作業に取り組んでいるところで、新年度予算、そして第 5 次総合計画の中ではそれらも明らかにして財政計画の方、きちんと取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○竹谷委員

見方としては、私の見方とさほど違いがない見方をしているのかなというふうに思いました。今こういう不安定なときという意味では、抜本的な改革というのは難しいというふうに思われがちです。しかし、私は、少なくとも地方財政も含めて多賀城市は、少なくとも 18 年度あたりは行政改革ということを一生懸命進めながら自主財源を確保しようとして

きた。それを今度置きかえて戦略に変えてきたというふうな歴史があるんじゃないかと思うんです。

ですから、こういうときこそ私は多賀城市の財政の原点に立ってあるべき姿を描く絶好のチャンスではないかと。地方財政を取り巻く状況、そして多賀城市を取り巻く状況の産業構築からいっても大変厳しいところです。この厳しいときこそ、どうあるべきかを基礎にした場合に、その難局を切り抜けることができるんじゃないかと。ですから、第5次総合計画よりもこちらの方を最優先して取り組んでいくのが今私は20年度決算、21年度予算を見るに当たっても大事な視点ではないかと。

そして、もう一つは、財政調整基金が20年度より、21年度の予算編成より少なくなっている。そういう視点でいけば、重要な案件として本気になって取り組む事項ではないのかなというふうに、20年度決算、そして21年度予算編成のことを見据えた中でそういうふうに思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

20年度決算は、このように各種の財政指標の改善が図られて、一般的に決算カードで見る状況では、非常に財政状態については健全な状態に回復したというふうなことでございます。

ただ、平成21年度の決算を見据えてということになりますと、平成21年度は景気後退に伴って恐らく税収の方も著しく減収になることが予想されます。それから、景気対策としての各種事業の対策も今後必要になってくるかと思えます。そうした中で、今、その財政状況を見据えた場合に、どのように収支のバランスをきちんと図った上で持続可能な財政経営にしていくためにはということは喫緊の課題であると、私もそのようにとらえてございます。そのために財政収支のバランスをとって来年度以降も健全な財政団体であるように極力努力をしていきたいと思っております。以上です。

○竹谷委員

ぜひそういうところを肝に銘じながら、しっかりと締めていただきたいというふうに思います。決算の数字は、そういう視点から見てもいけないのではないかとというふうに私は思っておりますので、私の視点から見解を述べさせていただきました。ひとつよろしく、変な格好にならないようお願いをしたいと思います。

次に、5ページ。こういう見方をしているのかどうか。県支出金、5ページ、中段ほどにありますよね。これをちょっと見たときに、これは県から来るやつですが、歳出から見ると県事業が大分ありますよね。玉川岩切もそうですし、大きなプロジェクトであります仙石線高架問題もありますよね。私は、決算全体の歳出面からいって大きなウエートを占めているのではないかと。委員長が、これは歳出の件だから歳出でやってくれと言われれば歳出の件で申し上げますが、予算、歳入と歳出の関係がありますので、総括して質問したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○伏谷委員長

はい。

○竹谷委員

ありがとうございます。

なぜこれを取り上げたかという、今余り盛んになっておりませんが、去年の暮れあたりに県が国事業直轄事業の負担金の問題で話題になりました。我々市町村も県の直轄事業に対して負担金の扱いは、国と同じ方式じゃないのかというぐあいに私は思っていたんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

県の事業に対する市の負担金、まあ市というか、関係下にある公共団体の負担金と国直轄事業の負担金でございますが、構造的には自己がする事業じゃないところの負担をするという点では同じ構造ではないかというふうに思っております。以上です。

○竹谷委員

なぜこれを聞いたかという、地方財政が厳しい県におきましては、そういう要素についての直接事業以外の人件費、物件費とかいろいろなものは負担をすべきじゃないと。国は地方に負担を強いるべきじゃないという、たしか行動を起こそうというような、新聞紙上で私は見た記憶があるんです。であるとすれば、我々も地方財政が厳しいわけですから、県が国にそういう要望をするとするならば、少なくとも同じような仕組みであれば我々地方においても県に対してそういう負担行動は行うべきじゃないという、私は行動を起こすべきじゃないのかというふうに感じてるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○鈴木副市長

県事業に対する負担金でございますけれども、まあ大体国と県との間と似たようなものじゃないかというお話でございましたけれども、県と市町村の間については、具体的に言いますと都市計画法の中で、そのの受益を受ける範囲内での一部の負担を求められることができるというのが法律上も既に規定されております。それを受けて都市計画事業については、おおむね 10%、その事業費を市町村が負担するということになっております。

ただ、国と県との間というのは、そういう法律上の背景があるのかどうか、ちょっと私そこまで精査しておりませんけれども、そういうことで市町村と県の間ではそういうことだということになっております。

ですから、ここで、おっしゃるとおり市町村の財政が大変ですので 10%といわず 5%、あわよくばゼロ%ということも交渉としては成り立つかもしれませんが、同じように市町村だけでなく県も財政的に大変だということがございますと、市町村がある程度の負担金を絞るということになると、事業が凍結ということにもなりますので、その辺のところの状況を踏まえながら、やっぱりそれは適切な負担の範囲でしていかざるを得ないのではないかというふうに考えております。

○竹谷委員

そういう視点じゃないんだ。負担金 10%というものが、私が言うのは直接工事、原材料費、いわば契約行為にあるお金の 10%というのはわかるんですよ。そうでないのが国と県の間であるから、あの問題が浮上してきた。もし、我々と県ともそういう問題があるとすればね、私はそれは返還を求めてもよいんじゃないのかと、そういう意味です。

ですから、都市計画の法律の中で 10%と決まってるのは決まってる。じゃあそれには何が入ってるのか。直工費の 10%なのか、間接費も含めて 10%なのかという問題が出てくると思うんです。事業料ってそういうふうに見るわけでしょう。少なくとも我々は県が上位機関でございますので、県に対してどうのこうのというのはいろいろあるかもしれませんが、財政の均衡的な問題だということになれば、私はそれはやるべきだと。極端に言

えば、県がのんびりして何もやらないで苦しいからこちらの事業のときはこれだけ押してくるという論法はやめようじゃないかと。

特に、まあこんなことは飛躍しちゃうので余り言いたくないんですが、国鉄から JR になった状況を見れば、そのとおりですよ。JR は会社だからということでガーンときてますよね。前は公企体の一部であるからということで多少工事費についても割高に見てもらって、見てもらえたはずですよ。だけど今は民間だから人件費まで皆もらわなくちゃいけないという思考に変わったんじゃないですか。ですから、県と市の関係ということであればそういうものではないんじゃないかと。もしそうであれば少なくとも、まあ細かく計算してないと思うんですけども、そうであるとするならば、今、多賀城の場合は大きな事業もやっているわけですから分析をしながら、県に対してそういう申し入れ、直接費についてはそうであろうとも、間接費的なところについては、やはり多少削減といいますか、そういうものを求めても、自分らは国に求めるんですから、我々が県に求めてもおかしくないんじゃないかという発想なんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木副市長

市が県に負担している負担金は基本的には直接的な経費になります。直接的な経費というのは、誤解を受けやすいのははっきり申し上げますけれども、いわゆる建設会社に請負工事として発注した金額プラス、その工事をするために必要となる事務費の部分、まあ比率としては極めて少ないですけども、そういったものを含めて直接かかる経費の 10% ということで負担をしております。

国と県との間でいろいろ話しされているのは、いわゆる国の出先の機関の庁舎の建てかえ費用までとか、そういったことまで含めておりますけれども、県と市の間では、その工事にかかる直接的な経費、その部分ということにだけ限定をされております。

○竹谷委員

後で詳しく言及をしてみますけれども、私はそうになってないんじゃないかなというのが率直な思いでございます。

まあ私だけ質問しててもしょうがないので、後でまた若干質問させていただきますけれども、次の方から質問受けてください。

○米澤委員

私の方からは、歳入の 17 款 1 項 1 目の一般寄附金についてです。

平成 20 年度のふるさと納税ということで制度が創設されたと思うんですけども、各自治体においては、記念品とかそれから物産品とかいろいろ取り組まれていると思うんですが、我が市においての取り組みと、それから金額と件数についてお伺いしたいと思います。

○佐藤管財課長

資料 4 の 19 ページ・20 ページの寄附金の関係でございます。

この寄附金には、一般寄附とそのほかの寄附も含まれているわけですけども、寄附金全体で 47 件の 2,712 万 9,196 円ということでございます。

この中で、いわゆるふるさと納税制度に基づく寄附につきましては、ふるさと納税制度に基づく寄附というのは、個人の納税義務者が寄附する分でございます。それにつきましては、一般寄附金については、23 件 122 万 5,000 円ございました。それから、社会福祉事

業寄附金につきましては1件1万6,250円です。それから、教育寄附金につきましては4件の7万円です。それから、産業経済費寄附金につきましては1件の5万円というような状況になっております。

○米澤委員

今、税というのは自分で考えて自分で選んで貢献できる時代だと思うんですけども、このふるさと納税に関して、それぞれの財源というのは寄附された方にそれを全部一応確認されるのでしょうか。

○佐藤管財課長

寄附される方がどういう事業に使ってほしいというような希望を申し出ることができるようになっておりまして、その区分けに基づいて充当先を決めているということでございます。

○米澤委員

具体的には、多賀城市の場合はどういった財源に使われるのか。多賀城市の場合、具体的にどのような財源に使われるのか伺いたいと思います。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

御寄付をいただいた寄附を、どういった事務事業の財源とするかというふうな御質問だと存じますので、まず資料の19ページ・20ページで申し上げますと、資料4の19ページ・20ページでございます。失礼いたしました。資料4の19ページ・20ページ申し上げますと、まず交通安全防災対策費寄附金、こちらは1万円の御寄付をいただいております。こちらの1万円につきましては、交通安全関係の広報物品に充当させていただいております。

それから、その下の社会福祉事業費寄附金でございますが、こちらの方は、まず2,000万がシルバーワークプラザの建設のための寄附金ということで、一たん20年度では長寿社会対策基金に積ませていただいて、21年度でその建設事業のために取り崩すというふうなことを予定しております。そのほかの同じ社会福祉事業費寄附金の2,000万以外の部分でございますが、こちらの方は市立の保育所の運営管理ということで備品購入の方に充てさせていただきます。

それから、教育費寄附金で7万円御寄付をちょうだいしてございますが、こちらの7万円につきましては、学校教育課関係経費の備品購入として、具体的には城南小学校の特別支援学級の方の遊具に充てさせていただきます。

それから、産業経済費寄附金でございますが、こちらは文化財の観点でというふうなことでしたので埋蔵文化財調査センターの経費の方に充てさせていただきます。

以上でございます。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

○藤原委員

まず初めに、特別説明資料の19ページに関して申しますけれども、決算カードの19ページの右上に、経常収支比率95.8%という数字が記載されております。どの数字をどの数字

で割ってこの数字になったというのは、その決算カードの指標からは計算できないのかどうか。

というのは、経常収支比率とは何かというのは資料 8 の 13 ページに載ってるんですが、歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源を、歳入総額のうち広義の経常的一般財源で割ったものに 100 を掛けたものだという数字が出てきます。どれとどれを、どの数字をどれで割ったらこの数字になるのか、説明をお願いしたいと思います。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

経常収支比率でございますが、一応決算カードの 19 ページの中からはそのまま数字を抜き出して計算というふうなことではございません。ですので、こちらからその数字 1 本 1 本拾って、それで経常収支比率を求めるというふうな算式になってございます。

その内訳の資料、算式でございますが、詳しい資料をこちらで御用意いたして、必要であればお配りを申し上げたいと思います。

○藤原委員

資料 8 の 13 ページの定義でいうと、歳出総額のうち経常的経費に充当する一般財源、それは 117 億 1,494 万 2,000 円ではないんですか。何かこの決算カードを見てると、ちょうど投資的経費を除いた分の充当した一般財源については 117 億 1,494 万 2,000 円だと書いてあるでしょう。それでこの資料 8 の式からいうと、その数字を左側の経常一般財源でいうの出てきますけれども、この総額で割ったものが本来は私は 95.8 になるんじゃないかと思うんですよ。でないと、決算カードというのは、これは政府が統計するための資料だから、必ず私はこれ出るものだというふうに思うんですけれども、何でこれとまた別個な計算になるのか、私わからない、もし別個な計算だとすると。

ちなみに、左側の 117 億 774 万 7,000 円に臨時財政対策債の 5 億 2,150 万円を足すと、122 億 2,924 万 7,000 円になって、ほぼ 95.8% になるんだけれども、そういうものではないんですか、この経常収支比率というのは。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

特別説明資料の 19 ページでございますが、19 ページの経常一般財源の右側の性質別の歳出のところの経常一般財源 117 億 1,494 万 2,000 円と、歳入の方の経常一般財源 117 億 774 万 7,000 円、こちらの数字が基礎となるわけですが、委員御指摘のあったとおり臨時財政対策債の含め方とか、あとは標準財政規模の関係でこちらの方から数字を引き出して経常収支比率を求めるというふうな内容になってございます。以上です。

○藤原委員

もっと言うと、117 億 1,494 万 2,000 円を、117 億 774 万 7,000 円に 5 億 2,150 万円、その臨時財政対策債を足したものの、その数字というのは、さっき言ったとおり 122 億 2,924 万 7,000 円になるんですが、その数字で割ると、95.79446 になるんですよ。まあ 95.8 ということですよ。だから、経常収支比率というのは、そういう数字では出ないものなのかと、これは全く別な計算式があるのかと。私は総務省が普通会計の比較のために決算カードを出させてるんだから、これから絶対出るものだと思うんですけど、さっきの答弁はちょっとわかりにくかった。この計算でいいのかだめなのか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

大変失礼いたしました。

19ページのただいま藤原委員御指摘のあった経常一般財源の歳出分と歳入分で割り返した数字というふうなことで、臨時財政対策分の発行可能額を含めた額というふうなことでございます。

○藤原委員

わかりました。

二つ目です。資料8の1ページ。下のところで、実質単年度収支が、金額としてはそんなに大きいとは言えないと思うんですが、20年度決算で9,799万6,000円、約1億円黒字になりまして、2年連続で黒字になりました。これまで連続して赤字ということは、もうたびたびあったんですけれども、2年連続で実質単年度収支が黒字になったというのは、もう久しく記憶がないんですよ。何年振りなのかということなんですけれども、お答えいただけますか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

ただいまの委員の御質問は、実質単年度収支の黒字が2年連続でというふうなお話でございました。実は決算の状況を見てみますと、昭和の60年度から4年連続で実質単年度収支が黒字となっております。平成元年度に赤字というふうなことで、63年度以来の2年連続の実質単年度収支の黒字ということになります。以上です。

○藤原委員

まあ記録的な決算だということですね。

それから、三つ目です。その大きな要因というのは、市税収入が非常に大きく伸びたということがあると思います。これも、今回は87億8,503万7,000円ということなんです、これも久々というか、私、多分、過去最高じゃないかと思うんですよ。私の記憶では、平成9年の年に83億で過去最高だったような気がするんですけども、これは過去最高ではないのかどうかという点、お答え願えますか。

○菅野税務課長

この税収の、平成20年度の税収の決算ですね、過去最高じゃないかという御質問ですけども、私見る限りについては、収入、滞納、現年分、滞納含めまして平成9年に83億2,100万円ほどありました。今回が委員さん指摘どおり87億8,500万ほど、ですからこれがいまだかつてない税収ということでとらえております。

○藤原委員

それで、その要因については、まあいろいろ当局から説明ありました。一言で言うと法人税が伸びたからだ、法人市民税が伸びたからだということですね。資料6の17ページに市税の対前年度比の比較表がございます。いつも監査委員の皆さんがこの表をつくってくださりまして重宝してるんですが、市税収入は全体で6億9,897万4,000円ふえたということですね。約7億円ふえたということです。市税収入全体、約7億円。そして、そのうちのほとんどが市民税で6億6,500万8,000円、それが市民税の増分だと。そのうち法人税が6億1,572万8,000円だということになってます。まあこの表を見ると、多賀城の財政指標がよくなった原因はどこにあったのかということが一目瞭然です。

それで私お聞きしたいんですけども、確かに20年振りで実質単年度収支が2年連続の黒字になったと。それから市税収入も過去最高だと。それにしても、決算指標の数値があまりよく出てないと。もっとよく出るはずだったんじゃないかと。例えば実質単年度収支

でも、私は2億、3億ぐらいの黒字になってよかったのではないかと思いますし、経常収支比率も、もっとよくなってよかったのではないかというふうに思うんですけども、私は、この7億も市税がふえたということでの関係で言うと、どうも決算指標あるいは経常収支比率等が小さいと。小さくなってると。歳出がそんなにふえたかという2億ぐらいしかふえてない。私は、その仕組みがよくわからない。7億ふえて何でこの程度なのかと。来年は、来年じゃない、平成21年度は、はね返りで交付税も減ると。それから、市税も減るだろうということになりますね。結構まあ大変な決算指標になると思うんです。いいときぐらいはいい指標を出す、素直に出したらいいんじゃないかと思うんですけども、私はその仕組みがよくわからないんだな。7億市税がふえて何でこの程度の数値になってしまったのかと。理由が何かあるんじゃないですか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

確かに法人税収の部分だけをとって収支バランスを言うと7億ほどの黒字になります。ただ、その7億ほどの黒字だけをもって決算というふうな場面で迎えるとなると、実は財政調整基金の積み立てということで決算の剰余金が出た場合、まず半分を財政調整基金の方に積み立てをするということで、半分だけが決算剰余金として繰り越されることになります。ですから、それが基礎となって実質単年度収支が出るというふうな形になります。

実際の場面で20年度の決算は、じゃあ7億出なかったのはなぜかというふうな話なんですけれども、7億出なかった理由でございますが、一つには平成11年度、これも先に御説明を申し上げましたが、平成11年度に土地開発基金から繰替運用という形で一般会計の方に歳計現金としての運用をしていた分が1億7,000万ほどございます。その分で歳出の方が少しそれでふえているというふうなことで、7億から1億7,000万を引いて5億、それから歳出増の場面が、例えばシルバーワークプラザの建設用地の取得なんかも、その歳出場面の要因というふうなことになりますので、そちらの方、あるいは扶助費の増の部分の地方負担分ということで、そちらの歳出増で歳入補てんをしたというふうなことで、結果3億強の決算譲与で、半分を財政調整基金に積み立てて、残りを決算譲与として繰り越したというふうな形になってございます。以上です。

○藤原委員

わけでも、東北電力用地の土地開発公社の買い戻しの3億1,900万が非常に大きくて、これはじゃあどこかに支出したのかということと実際はそうではなくて、いわば土地開発公社が持っていた金を、市が、一般会計が買い戻したということだから、實際上この3億1,900万もプラス要素だと、実質的には、そういうふうと考えていいんじゃないかと私は思うんですけども、どうですか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

実質単年度収支の計算上は、シルバーワークプラザの建設用地の取得は黒字要素として、その算式に含めることはできませんが、確かに会計間の現金の流れという点では、実態上は収支に関してはバランスがとれているというふうに思っております。以上です。

○藤原委員

まあ公社の買い戻しは歳出として計上するからね。だから、決算したらこういうふうになるというのは、それは当然です。ただ、実際的な多賀城市の金の流れとすれば、3億円も、今回決算指標のほかに3億円プラスになったということは、私は間違いないんじゃないかというふうに思っております。

それから、今のに関連しますが、資料の6の61・62ページなんですけれども、基金現在高状況が出ております。それから、62ページには、土地開発基金の運用状況が出てるんです。それで、この表を見てよくわからないのが、まず表の見方がよくわからないんです。繰替運用っていうのがすべての項目に出てくるし、それから例えばさっき言ったシルバーワークの3億1,900万が、土地開発基金のところに全然出てこないんですよ。そういうのはどういうふうに見たらいいのかという、この表の見方を、まず説明していただきたいんですけれども。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

資料6の62ページの7番の基金運用状況調書で、まず御説明を申し上げますと、こちらはその土地開発基金の運用状況を示した表でございます。まずシルバーワークプラザ3億1,000万につきましては、この表中上から2段目の土地の価格の欄を見ていただくと、20年度決算で減3億1,800万、この部分に入ってきてございます。ですから、土地で持っていたものが現金として入ってくるというふうな部分でございます。

それから、繰替運用基金の当年度末現在高13億でございますが、こちらの方は基金の運用状況は年度末、つまり出納整理期間を含まない3月末での決算でございますので、20年度決算で出納整理期間中に単年度で繰替運用した分、その分のまだ基金運用での繰戻しが済んでいない分、それが13億というふうな形でこの表に載っております。

それから、前のページに戻って61ページでございますが、61ページの土地開発基金を除いたほかの基金の繰替運用に関しても同じ考え方でございます。以上でございます。

○藤原委員

これについては、予算計上の額と関係ないんでしょう。要するに多賀城市役所が基金の、何ていうか、支払ったりなんなりする関係上、いろいろ回してるお金だというふうに理解していいんですか。何か私は全部の基金、こんなに取り崩したという記憶がないので、いわゆる取崩額とはまた別なんでしょう。その運用について、ちょっと丁寧に説明していただけますか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、この繰替運用でございますが、一時借入金とは別でございます。一時借入金は歳計現金の予算を通じて行わなければいけませんので、そちらの方は予算を通じて歳入歳出の措置をしなければいけません。こちらのこの表に記載してあります繰替運用につきましては、これが当該年度中、その現年度中の歳計現金への基金を繰り替えて、そちらで運用する。実態としては、いずれ歳入の方で国庫補助金なり地方交付税は年度末に固まって入ってくるものですから年度途中の資金繰りなんかも加味した上で、通常預金として基金の現金を運用するんですが、預金ではなくて歳計現金の中に振りかえて、そちらの方で運用している、それが繰替運用でございます。なので、そちらの方は現年の歳計現金の扱いというふうなことで予算上の措置は必要ないというふうなことで、それはされてございます。

一時借入れの分は、例えばその年度を越えて行うような場合の運用、そしてそれに近い一時借入れの方は予算上の措置が必要というふうな形になります。以上でございます。

○藤原委員

わかりました。

とりあえずの最後なんですからけれども、先ほど竹谷委員からも質問があったんですが、緊急再生戦略構築のための取り組み指針で、夕張のようになってしまうというふうに皆さん方が文書に書いたのは平成 18 年の秋でした。ところが、19 年度決算は実質単年度収支で 1 億 5,966 万 7,000 円の黒字で、20 年度決算も 9,799 万 6,000 円、まあ 20 年度決算についていうと、ソニーに返さなきゃならない分も入ってるから、そういう意味では多少水膨れの部分もあるんですけれども、いずれも黒字になりました。私は、何で夕張のようになるという大宣伝を皆さんがやった途端にこういうふうな黒字になってしまうのかということが、去年も決算で指摘したんですけれども、非常に疑問なんですよ。

こういうのは、実は緊急再生戦略構築のための取り組み指針だけではなかったと私は思うんです。例えば下水道特別会計を下水道企業会計にやって、財政的に大変だということで、まあ私ら反対したんですけど、1 年で戻しました。まあ戻したのは当然だと思うんですよ。企業会計にしたのが問題ですよ。だけど、優秀な皆さん方がこれだけそろってるのに、何でストップできないでドーッとああいうところに行っちゃうのか。

それから、取り組み指針でいうと、何でああいう夕張になるような宣伝した後に 2 年連続して実質単年度収支が黒字になってしまうのかと。何で学校法人高橋学園にあかね保育所を指定管理に委ねたら、幾らもしないで保育所事業は正常に運営されていたにもかかわらず、いわば保育所事業の運営上の失敗で結局指定管理返上というようなことになってしまうのかと。

これは、私は、どうも皆さん方は総務省の方針で行革だ、さあやらなきゃならないというので、それしか頭になくて、現状分析に欠けてるんじゃないかと。これを多賀城でやらたらどうなるのか、本当にこの方針は多賀城で正しいのか、そういう現状分析が足りなくなってるんじゃないかという問題意識を非常に強く持っています。これは私の心配し過ぎなんではなかね。ちょっとその辺について御回答いただきたいと思いますが。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

緊急再生戦略プランに御言及された御質問でございましたが、いずれ現在も当初予算編成時点では毎年財政調整基金の繰入金を 10 億、21 年度予算では約 10 億ほど取り崩しての予算編成となっております。

その主な要因でございしますが、一つには総務省が試算する地方財政計画上の数値によって歳入推計をしていくわけですが、その歳入推計では、そのまま数値を使うとかなりの著しい割合で歳入が減となるというふうな見込みを立てたこと。それから、あとは臨時財政対策債のような起債を売ってそもそも財源の補てんをするというふうな方針がなされていること。それから、あとは建設事業関係で道路特定財源があったがゆえに、当初起債が発行できないものがあつたこと、それらによって当初予算編成時では 10 億ほどの財源調整のための財政調整繰入金を崩すというふうな結果となっております。

例えば交付税、そんな形で組んだ部分、それから臨時財政対策債、それから建設事業の地方負担としての起債分、それが当初から見込めるかということ、それはやはりその時々的情勢を見て秋以降にならないと、その結果としての歳入が見きわめられないというふうな状況でございます。

たまたま 20 年度においては、それが復活して、それもあと起債も打てるようになってこれだけの財政収支のバランスがとれましたが、逆に反対の場面も想定されるというふうなことで、財政収支を見通す際にはそのような現実があるということ、どうぞ御理解いただきたいと思っております。以上です。

○藤原委員

それだけで答弁終わりですか。

私は、財政運営上、当初予算のときに10億円基金を取り崩さざるを得ないような状態で予算を組まざるを得ないと。それはよくわかるんです。だから、今言ったもろもろの理由があってそういう予算を最初はまず組まなきゃいけないと。それはわかるんですよ。

ただ、結果的に、皆さんが自慢しているように財調の取崩額は特別説明資料の15ページに書いてあるように15年度からずっとゼロになっています。まあ21年度についても、現段階では13億3,000万かな、繰り入れせざるを得ないような状況になってるけれども、これも決算してみたらどうなるかわかりません。だから、私言ってるのは、財政が厳しくないとは言いませんよ。当初予算で10億取り崩さざるを得ないような予算で組まざるを得ないのも、それもわかる。だけど、財政が厳しいという問題と、夕張のようになるということは別次元の話でしょう。別次元でしょう。だから別次元のことを、何であえてあいうふうに言ってみたりさ、それから下水道の会計をあえてやってみたりするのかと。だから一定スパンで物を見てると、どうも現状分析能力が欠けてきてるんじゃないかと。現状に対する分析が足りないんじゃないかと。私は、この間第5次計画の説明を受けたときにも、若干そういうような心配を持ったんですよ。それは、まあそれについての回答がなかったんで、皆さん方いろいろ事業やるときに、もっと丁寧に現状分析をやった方がいいんじゃないかと、そういう心配してるんですけども。私は財政担当じゃない、もっと上の方の回答を求めたいと思いますけれども。

○伊藤市長公室長

委員が質問のとおり、15年から6年連続で基金を取り崩さなくとも決算できてるんじゃないかと言われると、確かにそのとおりでございます。当初予算、先ほど財政担当補佐の方からも説明したように当初予算ではなかなか見えない部分があるんで、堅実な予算と申しますか、当初はそういうふうな予算で組まざるを得ないということも委員には御理解いただきたいと思っておりますし、そして委員御指摘のようにもっと財政分析能力を高めたらいんじゃないかということも、まさに委員おっしゃるとおりかと思っておりますので、今後さらに、その辺の検討はしてまいりたいというふうに考えてございます。

○藤原委員

これで最後にしますが、私言ってるのは、財政分析能力のことだけを言ってるんじゃないですよ。私はね、かなり平成15年以降、かなり堅実な財政運営に転換したと思っております。

ただ、全般について、何か、上の方針だからといって突っ込んじゃう、そういうのがどうも見受けられるんですよ。さっき言ったように下水道もそうです。財政の問題じゃなくて、もっと丁寧に現状分析やるということを心がけないとまずいんじゃないかと。どうも一連のことを見ててそう思ってるんだということです。何でその答弁を避けるんですか。副市長か市長か、ちょっと答えてください。

○鈴木副市長

緊急再生の取り組みでございますけれども、あれは以前にもお話し申し上げたと思っておりますけれども、ちょうどあれはいわゆる三位一体の改革に入るぐらいの年だったと、入ってからの年だったと思っておりますけれども、そのペースでいったときに自主財源の税収、それから依存財源の交付税、その他、それが先が見えない。先が見えない状況でこのまま先細りしていったら、まず賄う財源がなくなってくる。一方、歳出については、従来のような拡大

傾向でいって歳出を続けたとしたら、これはこのまま夕張になるというんじゃないで、夕張のようになってしまうことになるから気をつけなければならぬんだということの表明だったわけです。

ですから、よく藤原議員からは、あおったのではないかというお話しされますけれども、あおったのではなくて、当時の歳入の状況あるいは歳出の拡大状況を踏まえて、そのまま放置すれば、あれだってまさにそういうふうになったかもしれない。幸いそうならないで済んだというのが、先ほど竹谷議員からもありましたけれども、いわゆる職員の定数を減らしたり職員の給与を抑えたり、みずから自分たちができるものを一生懸命手だてをして、それで今健全財政というのをかろうじて保ってきているという、そこがまず一つあると思うんです。

そういうことを踏まえて、先の分析能力がなくて多賀城がえらいことになってしまうのではないかと言ったのに、えらいことにはなっていないのではないかという話になると、えらいことにならなくてよかったのではないですかと、むしろ言いたくなる、その気持ちもございます。

それから、下水道についてでございますけれども、下水道の企業会計の移行も、あれも長期的な目で見れば、それはそれなりの意味があるんです。

ただ、国の制度上、資本平準化債の制度があって、それを短期的に賄うことになったので、中期的な見通しとしては、それは特別会計に戻した方がいいだろうということの、まあ機敏な対応だったというふうに、むしろとらえていただくべきだろうと、そういうふうに思っております。

それから、保育所の委託についてでございますけれども、それはそこまでね、相手方の経営状況を分析すればよかったのではないかというお話も、それは真摯に受け取りますが、それはなかなかそこまでね、将来の相手先の経営状況まで、そこまで完璧に大丈夫かどうかまで点検をしてという、そこまで見通しが足りないのではないかということになると、大分期待されてる面が大きいなという感じはいたしますけれども、我々としては精いっぱい中期的な、長期的な見通しを立てて運営してきたと、そういうふうな考えを持っております。

○藤原委員

今の回答は、揚げ足取りの居直りの回答だね。私は、多賀城の財政が楽だとは言いませんよ。楽だとは言わないけれども、平成 15 年度に路線転換をしまして堅実な予算をずうっと組んできたわけですよ。その結果、まあ私は安定した決算になってると思うんです。

私が言ってるのは、夕張のようになってしまうと皆さん大宣伝したんですよ。大宣伝。だから市民はね、多賀城も夕張のようになってしまうのかということが、みんなあっちこちでささやかれたんですよ。だから財政が厳しいという問題と夕張のようになってしまうというのは別次元の問題でしょうと、あのときも言ったし、去年の決算でも言ったし、今回も言った。だから、私はやっぱり、あれは非常に大げさな、多賀城の実力をきちんと見ないで、何ていうかな、潮流に乗って言い過ぎた表明だったと思いますよ。その点については、そういうふうに思わないんですか。それが一つ。

それから、もう一つ、下水道会計の問題は、確かに 1 年でさっさと戻したというのは、これは機敏だったわけですよ。だから私はようこそ見直したという評価しました。皆さんをね。だけど、そもそも、やる必要がなかったのをやってしまったということについて、反省ないんですか。今の副市長の回答は、全然反省ないね。そもそもあれをやらなかった

ら、あんな苦労することなかったんだよ。議会だって何回も何回説明受けて、議会も何回も何回も聞いて、ああいうことやる必要なかったんですよ。私は、何で1年たって戻さざるを得なかったようなことを、皆さん優秀な方がいるのにダーツと突っ込んでいってしまったのかと。今の回答は、それに対する分析や反省がないですよ。だからそれやらなかったら、そもそも、1年間で戻すなんて要らなかったんだから、そういう反省はないんですか。私は、さっきみたいな居直り答弁やってる限りは、皆さんの今の現状分析に対する深めね、ちょっと心配になるね。今の副市長の答弁だと。

それから、学校法人の高橋学園、それはそうかもしれない。それはそうかもしれない。だけど、いろんな議論があったでしょう。あれだって突っ込んだんですよ。だから私はもう少し、総務省がこういう方針出してるからといって、バーツと我も我もと突っ込むようではなく、もう少し現状分析を丁寧にやるべきだなと思うんですけども、その辺がちょっと足りなかったなというような反省はないんですかね。さっきの答弁からは全然何か反省は聞かれなくて、私の質問に対する揚げ足取りの答弁にしか聞こえなかったね。私は、どうですか、反省ないんですか。

○鈴木副市長

これは施策を決める場合には、いわゆる現状分析であったり、あるいは将来の見通しであったり、それは当然我々としては一生懸命させていただくことになります。

先ほどの下水道の特別会計、企業会計のお話でございますけれども、先ほども言いましたけれども、これは繰り返しになりますけれども、あの当時は三位一体の改革というのは非常に行われていた時期で、もしあれがないとして、仮にですけれども、そのまま従来どおりの地方交付税8億円ぐらいが、あのままプラスされて来ていたとしたら、当然下水道会計の起債の償還を早めるという意味では、当然それは企業会計へ移行というのも一つのメリットがあったことは間違いのないことだと思います。

ただ、その後にそれを賄うだけ、繰り越しするだけの一般財源がとれない、そういう状況に陥ってしまったので、途中から1年で戻すという対応をさせていただいたわけございまして、くれぐれもそれは、将来的に下水道が企業会計として必要ないんだということではなくて、ただ、そのときのさまざまな財政状況のことがあって、そのことがあってやったということで、誤りだということではないということは御理解いただきたいと思います。

○伏谷委員長

ここで一たん休憩いたします。再開は11時25分をお願いいたします。

午前11時17分 休憩

午前11時25分 開議

○伏谷委員長

おそろいでございますので、再開いたします。

○佐藤委員

納税の件で、仕組みというか、制度というか、の件でお伺いしたいんですが、今度の決算も皆さん方の努力のおかげで、きちんと税金を払っていただくべき方には払っていただきながら滞納も整理しながら、いい決算を迎えたということでは御苦労さまだったと思います。

そういう中で、県の地方税滞納整理機構というのが発足したようなんですけれども、これの仕組みというか、その中身というか、教えていただければと思うんですけれども。

○鈴木収納課長

そちらについてお答えいたします。

県の方が中心になりまして、県内の方の、たしか 25 市町村ぐらいだったかと思えますけれども、そちらの方に、県内全域の市町村に声をかけまして、ぜひ参加しないかということで県内の 25 市町村が参加しているようでございます。それで県南の方には、もうそういう組織が以前からありましたので、そちらは参加しないと。それから、多賀城と仙台については、うちの方も、人をどうしても出してくれと、それからお金も出してくれという話がございます。うちの方で人を出しますと、今、非常に職員が、平均の収納課の勤務年数が約 1 年ちょっとということで、余りベテランの職員がおりませんもんですから、なかなか人は出せない。それからお金も出せないということで、ただ多賀城の場合はかなり収納率がいいものですから、うちの方は独自の形でこのまま今までどおりの滞納整理を進めていきたいということで、うちの方は参加をしていないというのが実情でございます。

○佐藤委員

大変賢明な判断だというふうに思うんですけれども、参加して、もう動き出している、25 市町村の中では、その事業が動き出しているようです。中身をちょっと私も調べてみましたらば、参加している市町村からは、お金を出せないところは人を出せと、あとは人もお金も出せと、そういうところがあるらしくて、その人はどういう仕事をするかという、自分の自治体でないところの自治体に対応して取り立て業務をやるということらしいんです。ですから、とても滞納している人たちの状況をつかまえながら、相談に応じながら納税をしていただくという、多賀城が今やってると思うんですが、やってるよね、そういうふうだね。そうやっていながら納税を促進して、納税のそういうことをしてる結果が今だと思うんですけれども、そういう方向ではどうもないと。もう一切滞納者の状況を無視した状況で、とにかく取り立てるという方向らしいんです、聞くことです。

ですから、例えばほかの自治体ですけれども、国策事業で立ち退きを迫られた人が違う土地に行って事業を始めて、その結果つくってしまった借財であるのにもかかわらず、それを払えと言われるような状況が生まれてきて、本当にもう大変なところがこの 25 市町村の中では生まれているというような相談が寄せられているようです。

大変私たちもよそのことではありますけれども、心を痛めながら解決していくという方向で頑張っているわけですが、ぜひ多賀城の今の姿勢を、せめて堅持してほしいというお願いなんです、いかがでしょうか。

○鈴木収納課長

委員御指摘のとおり、やはりその市町村の実情というのは、やはり市町村の職員が一番わかるだろうと。今やっている県の方の機構の中では、やはり今委員御指摘のように全く違う市町村に行って、とにかく滞納額 50 万円以上あるものは次々と差し押さえをするんだという厳しい姿勢でどうも臨んでいるようでございます。うちの方につきましては、それがいいのかどうかよくわかりませんが、うちの方はその実情に合わせて、市民の方が納得して納めていただけるように、その方々と相談をしながら、滞納の方をできるだけ少なくしていただくというようなことで頑張っておりますので、このままこういう形で、滞納整理機構には参加しないで多賀城市独自の形で進めていきたいと、このように考えております。

○佐藤委員

安心いたしました。ぜひね、きめ細かい納税相談を受けながら生活者の実態に立って、その経済状況を酌み取りながら納税の促進の働きかけをお願いしていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○松村委員

行政の方の御努力で2年連続黒字ということで、皆様の御努力をまず評価させていただきたいと思います。

そこでお伺いしたいんですが、先ほど今後、この財政健全化を保つためには自主財源の確保が今後大きな町の課題であるという話であったように思いますが、そこで先ほど自主財源の確保として市の方で考えているということで先ほどお話しあった点、もう一度確認させていただきたいと思いますが、どのようなことを考えていたのか、もう一度お伺いします。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

まさしくこれからの財政経営に関しましては、自主財源の確保というのが大きな課題になるかと存じております。一つ、例えば法人税の関係でございますが、法人税は確かに景気に左右をされるということでございますが、法人税がこれだけ威力をもって財政指標の改善につながるということにつきましては、やっぱり最も効果的な税収だということには言えるかと存じます。ですので、今進めているプロジェクト関係について、一つは推進していくということでございます。

それから、収納課長からもお話がありましたが、適正な公平性を加味した上での滞納対策の強化というところも実施すべきだというふうにとらえてございます。

それから、自主財源の確保ということで金額は小さいんですが、今取り組んでいるような広告掲載事業であったり、あるいはポエムシティガーデンのようなスポンサーを募集してやるというふうなことも積極的に取り組んで、あるいは資産の有効活用というところでは売却可能な資産については、極力それを資産の活用という点で売却を推進していきたいというふうなことでございます。以上でございます。

○松村委員

法人税の件と、まあ税収の増収ですね、それを図るに当たりまして、やはり法人税とか上げるというのは、やはり産業の振興ということが大変大きな課題であるかと思えます。

あと、もう一つは、やっぱり人口をふやしていくというんですか、多賀城市の人口をふやしていくということでないかなと思います。まず、やはり多賀城の人口は幸いに微増ではあります。他市町村に、塩釜とかほかに比べるとふえてるのかなということで思いますが、これもただいつまで続くかわからないという部分はあると思います。

あと、大事な点は産業振興ということなんですけれども、そのほかにいろんな資産の売却したりとか広告云々ということでありましたが、それはすごく微々たるものであるかなというふうに思いますので、この産業振興ということに関してお伺いしたいと思うんですけれども、産業といってもいろんな産業がありますけれども、私はやっぱり地域を活性化していくということが今後大きな、町にとっての税収を図るための大きな課題であると思います。

その活性化策の中で、今大きく各自治体に取り組んでいるのが、本市は大変私はおくれていると思うんですが、観光産業という部分で、大きな今どの自治体も取り組みされておりますけれども、この件に関しての政策というんですか、案というのが当局の方からなかなか出てこないんですけれども、その辺はいかがなものか、ちょっとお伺いしたいと思います。多分、上の方でないと思います。

○伏谷委員長

これは振興ということで、振興ということは、やっぱりお金を充当していく方になるので歳出という考えになるかと思うんですけれども、歳出のときでよろしいでしょうか。

○松村委員

歳入という、歳入を図るための、自主財源を図るためにそういうことが必要かと思うんですが。

○伏谷委員長

財源確保のための……。

○坂内市民経済部長

今、委員さんの方から産業振興ということでございまして、確かに産業振興すれば今の法人との絡みで収入が上がると、これはもっともな話でございまして、その産業振興、あとそれから、多賀城市の場合は労働者、給与所得の方が80何%占めてるわけでございますね、納税義務者が。その関係で産業が振興すれば、その労働者の方の方にも給与等で回ってきますよと。それから、今の話ですと観光振興という話なんですけど、今おけているということなんですけれども、委員さんたしか七ヶ浜商工会の観光物産会長でいらっしゃって、いろいろ実情を詳しくわかっていると思うんですが、今、本当に行政と商工会とあと関連の業者さん、一生懸命これやっていくんだということですので、もうちょっと推移を見守っていただきたいと思います。我々もできることにつきましては一生懸命やっていきたいと、このような考えでございます。

○松村委員

市の方では、私が言いたいのは、この産業振興ということで工場誘致ですか、ということなんかを企画されて、そういう部分で今取り組みは市の方でもそういう産業振興を目指してやろうとしているというふうに私は理解してるんですけれども、そういう部分で、その一つとして、またもう一つ観光振興、産業ということも大事じゃないかなと思うので、その辺の部分がなかなか見えてこないの、その辺の御所見はどうなのかということでお伺いしたかったんですけれども、今推移を見守って取り組んでいくというような方向での回答だったと思うんですが、よろしいのでしょうか。

○坂内市民経済部長

そのとおりでございまして、ただ、観光といいましても、行政主導の観光、あるいは民間あるいは市民の方の機運の高まり、そういうことも必要になってくると思いますので、行政ばかり、いやこれだこれだということ先頭を切っている市町村もあるかとも思いますけれども、多賀城市の場合は市民の方の機運を、機運の高まりですね、そういったことでやっていきたいという思いでございます。

○松村委員

私が思うのは、多賀城の観光の基盤というのは、やっぱり特別史跡と農業だと思います。それをどう一体化させて、それを振興策として成功させていくかということは、やはり民間だけではなかなか取り組めない部分というのが、大きな課題がいっぱいあります。そういう部分で、行政の方でもそういうことに関して、やはり観光課だけとか、そういうところに任せるんじゃなくして、産業振興をするために、きちんと連携した部分というか、そういう研究、そういうのも必要かと思うんですけども、いかがでしょうか。

○坂内市民経済部長

その関係にあります農商工連携とか、いろいろ今取りかかっているところでございますね。それは市と、行政という側から支援していきたいと、このように思っております。今動いてますので、そういった面を側面から支えていきたいというふうに思っております。

○松村委員

実はそういうものをですね、何ですか、先ほどの自主財源確保の中の一つの政策として、当局の方からもそういう声をみずから上げていただけるような、そういう方向になってほしいなというふうに思いますけれども、市長さん、いかがでしょうか。

○菊地市長

松村さんおっしゃること、当然私もわかっております。農業の方の振興も、今御存じのように若手の農業本当に一本でやってる方々と2回ほどディスカッション、2時間ぐらいずつかけてやっておりますし、これからは今度逆に農業をやりたいという若い連中、大体10人ぐらいの方々から多賀城に、市に何を求めるのかということで逆提案をしていただくように、そういうことも今考えてますし、いつなるか、12月の補正あたりに今度別のところに、農業振興で今立派に企業として、企業的な組合をつくってやっているのが千葉県にありますので、それをちょっと視察に行つて多賀城にも取り入れられないかというふうなことも考えておりますし、いろんなことで今松村委員おっしゃったとおり企業誘致もですけれども、多賀城に残された農地をいかに活用するかということもこれからの観光産業の一環の中に入ってくるのかなという思いでございます。その辺のことも将来展望を含めながら今考えて、やる気のある農業の担い手の方々と今取り組みをやっている最中でございますから、その成果は恐らくこの一、二年、2年、3年先ぐらいには少しずつ見えてくるのかなというふうに思っております。以上です。

○根本委員

平成20年度の決算を総合的に見ますと、大変すばらしい内容となっております。

特に、収納課の皆さんの、昨年来の不況の中で納税者にとりましても大変な状況ではなかったかと、こう思いますけれども、ふだんの誠実な対応、そして積極的な納税業務に携わっていただいて、本年も、20年度も県内13市のうちで、収納率が第1位という説明を聞きましたけれども、大変な努力ではなかったかと。御努力に敬意を表したいと思いますけれども、その努力と、それから歳出抑制にもしっかりと取り組んだと。そして、また市債の積極的な活用、プライマリーバランスにも配慮しながら市債も積極的に活用したおかげで6年連続財調を取り崩さなくて済んだと、このようなふうに私は見てるんですけども、そういう積極的な取り組みによって、またもう一つは大企業の、別な要因としては7億円の収入もあったと、こういうことが絡んでそうなったと理解してるんですけど、それでよろしいでしょうか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

今、根本委員に御紹介していただいたとおりの内容で 20 年度決算を迎えたというふうなことで認識しております。

○根本委員

私は、そのような堅実な財政にしっかりやっていかなくてはいけないと、こういう思いで取り組んでこれたのは、あの取り組み指針をしっかり策定をして、議会に説明をして、そして広報を通して市民にも理解を呼びかけ、そして全庁の職員が大変なこの財政状況を何としても乗り越えなければいけない、この取り組み指針によって気持ちが一つになって、その翌年からしっかりと取り組んできた、この成果がこのようにあらわれているんじゃないか、このように私は評価してるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

まさしくその緊急再生戦略プランが発足されて以来、いろんなさまざまな場面で歳出の適正な抑制策だったり、歳入については、財源の確保ということに取り組んだ成果ということで、根本委員御指摘のとおりだと思います。

○根本委員

この結果を踏まえて、21 年度においてもしっかり取り組んでいただきたいと、こう思います。

21 年度の決算を踏まえて考えますと、財調が 15 億ぐらいですか、決算末でなるということですけども、21 年度は 13 億超の予算ですかね、繰り入れをする予定となっております。21 年度は非常にそういう大きな収入が得られるという状況にもないわけで、それを繰り入れしないでやるのは大変難しいかなという、今考えますと、そういう状況かなと思いますが、21 年度の見通し、この決算を踏まえていかがでしょうか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

21 年度の決算の見込みでございますが、今社会情勢、そして地方に対する財政支援制度を考えてみた場合に、今後不確定要素が多々ございまして、なかなか決算見通しをこの場でというのは難しいわけではございますが、まず税収の方につきましては、恐らく減収になるだろうというふうな形で見越しております。

ただ、20 年度の税制改正において法人税につきましては、海外子会社を持っている場合について、海外子会社の稼いだというか、海外子会社で利益を上げたのを、実は国内へ戻すと、国内と国外での法人事業税に対する差がございまして、国内に戻すと、その差が割高で課税されるというふうな仕組みであったのが、そういうものなくされるというふうな税制改正がございました。ですので、そういった面からは法人の方の海外子会社を持っている事業者については、国内景気の回復にはつながるかなというふうな点では一つ見てございます。それが法人事業税の一つの朗報だと言えるかもしれません。

それから、財政調整基金の方の取崩額でございますが、今 13 億を予定しております、これは 7 月の臨時会でお諮りいただいた内容でございます。今回定例会に補正予算として御審議、後ほど賜るわけでございますが、そちらの方で例えば交付税の増額であったり、決算の剰余金であったりして取り崩しが多少縮む予定ではございます。

ただ、今お話し申し上げたとおり、税収の落ち込みに対して今の財政需要を賄うためには、多少なりとも財政調整基金の取り崩しが必要になるかと存じます。

それから、緊急経済対策の方で必要な事業につきましては、特に建設事業の関係につきましては、地方負担としての起債の発行、これも増加というふうな話になるかとは存じてございます。以上でございます。

○根本委員

わかりました。

それから、参考のためにお伺いしたいんですが、20年度で7億ぐらいの税収増があったと。これがなかった場合、地方交付税との関係で、基準財政収入額に75%ですか、収入額入れられのね。そうすると、収入額に7億の75%が入っていると。これが入らなくなると。単純にですよ。そうすると、その額が交付税措置されるということになるんですか。その額はどのぐらいになりますか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

今、根本委員御質問の内容につきましては、地方交付税で法人税がどれほど見込まれるかというふうな点でございますけれども、実は翌年度以降の地方交付税において、その年の実績のあった法人税が加味されるものでございますから、今回で申し上げますと、20年度で増収があった分につきましては、21年度の交付税の基準財政収入額の方でその分加算されて、結果、需要額と収入額の差でございますから収入額が上がるもんでございますから、その差が縮まって交付税が少なくなるというふうな結果になるというふうなことでございます。

その法人税の中身の6億円に対しましては半分、4億の半分、ですから2億が中間納付というふうな形で、その中間納付につきましては、今年度の予算で還付というふうな話になりまして、実質上その4億に対して今回21年度の交付税でその分の減額措置というふうな話になってございます。減額措置というか、減額で収入額が計算されるというふうな中身でございます。

○根本委員

4億で75%ですから3億ということによろしいですか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

はい、およそ3億程度でございます。

○竹谷委員

先ほど財政問題でちょっといろいろ質問させていただきました。認識、ある程度私の考え方を理解されたものと思うんですが、今もいろいろな方から財政問題についてお話しありました。戦略、例のシミュレーションはいいか悪いかは、これからの財政がどうなっていくかで、その結果は出てくるだろうと。ここでいいとか悪いとかの判断すべきじゃないと思っていますけれども、少なくとも当時示された資料については、相当厳しい資料が資料として出されたというのは、当局も御案内だと思います。

今の議論を、いろいろ私も議論しまして皆さんの意見を聞いてみますと、いま一度かつてシミュレーションとして出した財政計画、財政動向と今置かれている財政動向がどうなってるのかということをお私に数字的に市民にも明らかに示すべきだと思いますし、我々議会に対しても示すべきであろうと。そのことによって当局がこういう努力をしてきた結果がこうなってきた、今後はこういう努力によってこうなるし、こういう努力がされなければ

こうなるというものが出てくるのではないかと。それが行財政改革の一つではないかと思うんです。

そういう意味では、今までずっと質問してまいりましたけれども、皆さん方が少なくとも平成28年度までの都市自立経営努力に行った再生シミュレーションということの問題も出しておりますし、それからかつては我々、その前には少なくとも常任委員会に平成22年度までの推移も出しております。ですから、こういうものの資料をいま一度再チェックをして、現状こうあると、今後の推移を見るとこのようにいかないところはこうしていきたいというものを、私は、今、提示をすべき時期じゃないのかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

財政戦略プランのチェックとその成果、そして行革への取り組みの効果額などについては、今まさにその取りまとめをしている最中でございます。それを今後の中長期の財政計画にどのように反映していくかというふうな部分について、先ほどちょっとお話を申し上げたんですが、今の地方財政措置制度の中で、例えばちょっと具体的に申し上げますと、道路特定財源絡み、旧道路特定財源絡みで、例えば自動車重量税の暫定税率が廃止されるとなると地方にどのような影響が出てくるか、そういった点も今までの取り組みと比較しながら今後どういった取り組みが必要かということについて、いま一度チェックをしながら改めて財政の中長期計画を立てていきたいと存じます。

今、私がここでちょっとお話し申し上げられるのは、財政の中長期の取り組みの中で以前にも議員の皆様には御説明申し上げましたが、公的資金補償金免除繰り上げなんかも、その一例でございます。借りかえをすることによって19年度では168万、20年度では約1,000万、そして21年度では350万ほどの借りかえによる利息負担の軽減というふうな効果もございますので、そういったものも含めて中長期の財政計画、改めてチェックをして検討したいというふうに思っております。なるべく早期にこれを御提示できるように、今努力をしてみたいと存じます。以上です。

○竹谷委員

きょうは余り、財政問題については、いろいろこれから出てくるのが予想されますので、あえて余り言及はしようとは思っておりません。

ただ、一つだけ言えるのは、今までみたいな補助金制度は相当縮減されるだろうと。そして、地方に自主財源、第2次交付税みたいな格好で地方が自主的に活用されるような地方の財政というものが見出されてくるのではないかと。いうぐあいに私は予想しております。ですから、そういうものを踏まえてどういう動向、これから相当議論になってくると思えますけれども、今までのやり方じゃなく、今後の推移はどうなってくるのかということも、まだ政府内でもわからないと思えますけれども、そういう推移も見ながら多賀城が置かれている立場というものを考え合わせて私はシミュレーションを、まあ今やってるシミュレーション出した後に、もう一回そういうシミュレーションを出しながら皆さんに理解を求めていくということが大事ではないかと思っておりますので、現行のものと今後変わるであろう、1年後に変わるであろう問題もありますので、現行の状況については早急に出していただいて、変わった暁には変わった方の内容で、やはり早期に多賀城市としての財政計画というものを模索をしていくべきじゃないかというふうに思っております。

どういうことがあったにしても多賀城市民を不幸にするわけにはいかないわけですから、多賀城市民の生活と行政サービスは絶やすわけにはいかないわけですから、その辺をきっちりと肝に銘じて早急に作成した方がよろしいのではないかと。いうふうに思いますし、その

作成したものについては、早急に議員の皆さん方にも御報告することが大事ではないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。それは担当よりも公室長ですか。

○伊藤市長公室長

十分に国の方の動きを見据えた、そういう計画づくりに取り組んでまいって、できれば早い時期に、議員の皆様の方にお示しできればというふうに考えてございます。

○竹谷委員

1点だけ。もう財政問題わかりました。そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

1件だけ確認をさせていただきます。この間、議会の中で条例の中ではシルバープラザの関係出て、そのときちょっと聞くの忘れて失礼したんですけども、ここで2,000万円の寄附行為が発生しておりますよね。この寄附に当たってシルバー人材センターからこうしてくれと、こうしてほしいという要望書があったとすれば教えていただきたい。

○鈴木介護福祉課長

文書や何かで正式なものということではございません。

ただ、シルバーワークプラザは、あくまでも長年そういう計画でこの基金を積み立てておりましたので、その用途で寄附をしたということでございます。

○竹谷委員

シルバーワークをつくるために、たしか今ある多賀城の人材センター、シルバー人材センターの会計から2,000万出てますよね。物すごくつくってほしいという要望が長年の懸案事項で、我々も資金をためてあるから寄附するか、自分らで本当は自分たちの館として建てたかったらしいんです。だけど余りに金がかかるというのと、補助金をもらうにはどうしたらいいかという問題で、最終的にはシルバープラザということで2,000万の寄附を彼らは出して、そしてつくってもらおうということにしたと思うんですけども、一つだけお聞きしたいのは、大変失礼なんですけれども、現在のシルバー人材センターの事務所を、このプラザに移転させるという予定になっているのか。その辺については、ずばりお聞きしますけれども、そういうことについて、もし取り交わしがあったとすれば、ここで明快にしておいた方がよろしいんじゃないかというふうに思ったものですから、寄附金の関係からお聞きしたいということです。

○内海保健福祉部長

本会議の方でもお話しさせていただいたとおり、老人福祉センターのシルバーワークプラザの件につきましては、指定管理者の予定をしているというふうなお話をさせていただいております。ですから、そこにシルバー人材センターがうまく入ればそのような形で、実質的なその事務所が移転したような形にはなるかと思ひます。

○竹谷委員

あのね、そうしておく誤解を受けますから、指定管理者は指定管理者、あくまでも。極端に言うとも2,000万相当の資金でつくる事務室の一角はシルバー人材の事務局として使うんだというような内々のお互い認識してるのであれば、そういうふうにした方がいいなと思うのであれば、ずばりそういうふうな考え方でいるんだということを御答弁しておいた方がよろしいんじゃないかと思うんですけども、これは本会議でも言ったように、あくまでも指定管理者がシルバー人材センター限定での話になると、アウトソーシングでも出

ております全体の、これは本会議でも言いましたけれども、全体のこれからの指定管理者の関係も私は危惧するものですから、これは特殊で、こういうふうな寄附を受けてやったのでこういうふうにしていきたいんだということであれば、指定管理者という隠れみのじゃなく、ずばりそのことを申し上げた方が私はよろしいのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○内海保健福祉部長

決して、何ていうんですかね、隠し立てするようなこととして進めているわけではございません。あくまで公の施設としてやるべき部分を市が定めて公の施設を設置したと。その中身の部分については、いわゆる指定管理者制度の中でシルバー人材センターに裁量をゆだねるというふうな形になりますので、これは市が目指している方向と、それから本会議の際にも申し上げましたとおりシルバー人材センターが今後将来にわたって持続可能であるためには、やはりその方向をこれから新たに模索していかなければならない部分があるかと思えます。ですから、そういった部分を今回整備します公の施設を一つの舞台にして新たな展開を目指す。その辺ではシルバー人材センターの方と事前に詰めた話をさせていただいております。

したがって、今後展開する中身につきましても、そういった部分も含めてシルバー人材センターの裁量にゆだねる形でいい業務が展開されるものというふうに思っております。

それから、今回の施設をつくるに当たりまして財源の問題をどうするかというふうな問題がございました。当然シルバー人材センターとしても事務所が必要だったということもございましたので、しからは市の財政としてどの程度まで負担ができるのかと。なおかつ補助金の関係ですね、これは全シ協って全国シルバー人材センター協議会というところがあるんですけども、これから資金を回してもらうに当たりまして市が設置するものだというふうな制約がございました。したがって、公の施設として設置しないことにはシルバー人材センターが求めているような中身が実現しないというふうなこともございまして、市の方の意思決定としてそういった資金も入れながら、今回このような形で御提案をさせていただいたということでございます。

○竹谷委員

総合的に判断すると、今のシルバー人材センター事務所は、完成後にはそちらに移転するという方向性にあるということで理解しておいてよろしいですね。ずばりその辺をお聞きしておきたいと思えます。

○内海保健福祉部長

すごく奥歯に物が挟まったような言い方で大変申しわけないんですけども、その辺の部分については、指定管理者の指定を次の議会に御提案させていただきますので、その段階で最後に申し上げたいというふうに思います。

○伏谷委員長

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後1時といたします。よろしく申し上げます。

午後0時04分 休憩

午後0時59分 開議

○伏谷委員長

再開いたします。

午前中、拳手の方の確認をしておりませんでしたので、歳入の方の質疑を以上で終結したいと思います。

● 歳出質疑 第1款議会費～第3款民生費

○伏谷委員長

これより歳出の質疑に入ります。

まず、第1款議会費から第3款民生費までの質疑を行います。

拳手の上、お願いいたします。ございませんか。

○昌浦委員

資料8の31ページ。この平成20年度人件費決算資料、区分でいえば一般会計の3職員手当等で9億232万1,749円のうち時間外手当というのは幾らになるのか。

○佐藤総務部次長

お答えいたします。

資料の31ページでございます人件費の決算資料の中の、一般会計の3の職員手当等の中で、ここの部分で時間外勤務手当が幾らあるかということだと思いますけれども、20年度につきましては1億770万円でございます。

○昌浦委員

1億770万円、時間外手当ということなんでしょうけれども、じゃあ次に、管理職を除くまずは職員数と、それからその職員が20年度中1人当たり時間外勤務は大体平均で何時間ぐらいやってらっしゃるんでしょうか。

○佐藤総務部次長

20年度の時間外の関係で対象者数が、管理職を除いた366名でございます。1人当たりの平均の時間数でございますが、年間127時間、月に直しますと10.6時間前後なのかなという、決算としては、数字としてはとらえております。

○昌浦委員

わかりました。

じゃあ、20年度中で一番時間外数を働いた職員、どのくらい働いたんでしょうか。

○佐藤総務部次長

時間数でよろしいですか。（「はい」の声あり）20年度で一番時間外をした時間数でございますが、550時間前後ととらえております。

○昌浦委員

それ500は、/月じゃなくて、月当たりじゃなくて総トータルですね。年間でね。はい、わかりました。

今般ちょっといろいろと職員の、働く条件面といったものを質問するために、最初にこのことを聞いたわけでございます。

そこでなんですけど、この数字的にはまあ1億を超えてるから、それにつけてもひとところよりは時間外の、時間外に従事する職員の、1人当たりの時間外数というのは大分減ってきたなというふうに思うんですけども、平成20年度ですね、いわゆるなるだけ職員を早く帰らそうというふうな工夫といたしますか、方策はどのようなものを講じてらっしゃったでしょうか。

○佐藤総務部次長

お答えいたします。

確かに職員の労働の負荷という面からいきますと過重労働することによって精神的にも悩む職員もでございます。そんなことも踏まえて、今現在うちの方で時間外の縮減の中で取り組んでいる項目でございますが、例えば時差出勤の制度を取り入れてございます。よくイベント等で、土日出勤する職員も中にかなりおります。そういう分につきましては、時差出勤、それからあと休日の振りかえ制度ですか、そういうことも活用しまして、20年度の実績としましては、約740時間前後それで縮減してございます。金額に直しますと140万円前後その分でなってるのかなという見通しを持ってございます。

○昌浦委員

わかりました。意外と市民の方から、夜遅く市役所電気ついてると、随分仕事してるんだねというようなことが言われておるんですよ。まあでもちょっと、でも年間1人当たり、年度で127時間ぐらいというのはちょっと、まあそれでも多いといえば多いんだろうけれども、大分ひとところよりは減ったなというふうな気がします。

続きまして、資料7の4ページ、人事管理の関係でなんですけれども、ちょっと人事管理から派生したので聞きたいんですけども、ワークライフバランスというのが今いろいろと世間で、民間企業等含めて、取り組みがそこかしこで始まっており、結構NHKなんかでも取り上げていろいろと勉強させていただいてるところなんですけれども、平成20年度中にワークライフバランスに関する、多賀城市として施策というのは、職員対象にしてあったのかどうか。

それから、もう一つ、平成20年度中にワークライフバランスに関する施策の検討、例えば21年度とか22年度に向けてというふうにして20年度に準備的なものがあったのかどうか。

○佐藤総務部次長

これにつきましては、多賀城市という一つの事業所の中で、当然その辺は検討してございます。

例えば、今現在育児休業の職員がかかりございます。それから、あと男性の中でも、育児休業を取っている職員もございます。それから、あと育児休業後に、例えば職場復帰しまして部分育休、要するに8時半からの出勤でなく、例えば1時間遅く出勤して、あと夕方少し早目に帰ると、そういう中で、ワークライフバランスの中で昨年度は実施してございます。

それから、あと次年度以降の取り組みでございますが、これらにつきましても、なお一層充実を図りながら取り組んでいきたいなとは思ってございます。

○昌浦委員

わかりました。まあワークライフバランス、今積極的に多賀城市も取り入れてらっしゃるということ、わかりました。

このワークライフバランスなんですけれども、例えば勤務形態、休暇制度の多様化とか、育児・介護の支援、今御回答があったように。次なんです、カウンセリングっていうところも、かなりこのワークライフバランスには必要不可欠な要素だと。それから、もっと進めていくなれば退職者の支援まで、ワークライフバランスの中には項目として取り組んでいるところがあるわけで、そこでのカウンセリングに関してなんですけれども、同じ資料7の5ページなんですけど、職員の衛生管理費というところで、いろいろとこれに関係してなんですけれども、平成20年度中に病気で療養した職員の数ですね。特にその療養の中で、いわゆる心の方のね、病で療養した人とか統計はおありでしょうか、もしきちんと統計とってらっしゃるんだしたら、それを教えてください。

○佐藤総務部次長

お答えいたします。

病気休暇の中でございますが、20年度中にさまざまな病休、病気になりまして休暇をとってる職員の数でございますが、20年度につきましては32名でございます。そのうち例えばメンタルヘルス関係の、この32名の中には13名がメンタルヘルス関係で病休をとるというデータはございます。

○昌浦委員

ちょっと質問が続いて恐縮なんですけれども、いわゆるメンタルヘルス系で、20年度中、残念ながらおやめになった職員の方いらっしゃいますか。

○佐藤総務部次長

20年度中にメンタルヘルス系で退職した職員は1名ございます。

この職員につきましては、発病歴がかなり長期にわたってございまして、十五、六年になるのかなと思って、これにつきましては担当の先生、それから家族、それから本人、それからあと我々人事関係の職員も共通認識の上、そういう道を選んでもらったという経緯がございます。

○昌浦委員

今までのるずうと御質問させていただいたんですけども、要は、ワークライフバランスとかなんかを施策を講じていて、職場環境というのは改善に、当局としては当然進んでらっしゃるのは、私、かねて、わきからなんですけれども、廊下を通ったりして、あるいはいろんな情報を聞いておって、あるいは議会での説明なんか聞いてわかっておったんですけれども、余りにも20年度中、御病気になられた方が多いんですよ。そして、その中でもメンタルヘルス系が、今お話をいただいたら13人。これって何か職場内でこういうことを対策を、何かしら当然打ってらっしゃると思うんですけども、それにしても13人というのはちょっと多いような気がしてならないんですけれども、その辺御見解などおありでしたら御答弁いただきたいんです。

○佐藤総務部次長

まず、庁内の態勢でございますが、当然精神的に悩む職員の対応につきましては、今現在庁内に産業カウンセラー、要するにそういう資格を取った職員、取った方が今現在2名ございます。そこの方々が本人が御相談なり、そういう中で実施していることもございます。

それから、あと13名という数字でございますが、一概に、これは以前にも御回答申し上げてございますが、職場内の中だけの原因じゃなくて、例えば家庭の問題で悩んでいる職員もでございます。それから子育てで悩んでいる職員もでございます。すべてが職場内の関係だけだというとらえ方は、我々はそれはしてございません。なかなか今こういう社会情勢の中で、すごく難しい問題だとは思いますが、我々そういう産業カウンセラー、それからあと人事担当の方と、時にはその情報を共有しながら、1人でもそういう職員をなくす努力は現在してございます。

○昌浦委員

わかりました。役所に入所して、ある一定の年限を職員として働いていただくということは、その間市役所としては、その方にいろんな意味で、平たく言えば給料含めて、投資している額というのがあつたわけですよ。そして、経験を積んでいただいて、さあこれから即戦力として働いてもらうというときあたりに、そういう御病気になるということは非常に市民としてもロスが多いと思うんですよ。

そこでなんですけど、例えば、親身になって相談に応じるような、まあこの人がこの係だなんて言わなくてもいいんですけど、そういう担当の職員の方なんかを配置したり、先ほどおっしゃったようにいろんな悩み、子育てのこともあったりとかいろんなことがあると思うんですけど、プライバシーの問題はあるにつけても、そういう親身になってそれを担当するような職員の方というのは配置されておつたんでしょうか。

○佐藤総務部次長

先ほど御回答申し上げました庁内に現在相談、そういう専門の相談ということで産業カウンセラーという、その方を2名ほど配置してございます。その方は職員が1名、それからあと現在定年退職後に、現在非常勤で働いている職員、2名が庁内には配置されてございます。

○昌浦委員

るるいろいろと質問させていただきました。私は、やはり、はっきり申し上げれば残業などせずに早く帰って、そのかわり規定の時間内に集約的にお仕事をきちんこなされて、いわばその後のアフターファイブは、人間としていろんな個人的な趣味とか、いろんなものに関心を向けてライフの方を楽しむような職場の環境をとつていけば、それなりに悩みというものは減ってくるのではないかと。よしんばそれを悩まれておられても、そういう形でいろいろ親身に相談して下さる方が配置されているのであれば、今後はいわゆる病休になられる方というのは減ってくるんだらうと思うんですけども、そういう認識はよろしいでしょうか。

○佐藤総務部次長

そういうふうに先ほど昌浦委員さんから御意見ございました。やはり多賀城市に採用されて、我々もやっぱり定年まで無事勤め上げてもらいたいと、そういう思いは一緒でございます。ですから、なるべくそういう悩む職員をなくす方向性では、現在総務の人事としては最重要課題としてとらえて、現在も取り組んでいきたいなと思っております。

○吉田委員

資料7の3ページ、一番下の弁護士委託料にかかわることではありますが、三つの事件についてのことが示されておりますが、2番目の案件については、下級審で控訴されて高等裁判所での取り扱いになっている案件と思われまうけれども、これらそれぞれの三つの事件に

対する経過なり今日的な状況について、係争中の中身については、であれば、そこは省いてもらって結構なんですけど、どのような状況にあるか御説明願います。

○佐藤総務部次長

お答え申し上げます。

ここに載せている数字でございますが、まず 20 年度につきましては、以前から係争中でございました元本市の教職員の関係の損害賠償請求事件、これは最高裁まで行ってございます。これにつきまして最高裁の方では上告棄却ということで判決をもらってございます。この分の弁護士に対する成功報酬。

それから、あと昨年提起されました多賀城駅前の公金違法支出損害請求事件、これについても仙台高裁の方で 5 月 30 日付で、済みません。申しわけございません。5 月 21 日付で仙台高裁の方から上告棄却の判決をもらってございます。その分に対する成功報酬として載せてございます。

○吉田委員

わかりました。それぞれ棄却されておられるということですね。

次に 15 ページ、普通財産の維持管理にかかわることですが、その中の国土調査の成果修正が 2 件ありますけれども、場所とか内容については問うものではありませんけれども、法的手続上の取り組みについて国土調査にかかわることなんですけど、市の意向を示されて法務局等にその意向を示して取り扱うということであるものだと思うんですけども、事務的な、法的な取り扱いの内容について、経緯について御説明願います。

○佐藤管財課長

国土調査の成果の修正のことでございますけれども、これにつきましては当事者の申し出に基づいて地図の訂正とかをするわけでありまして。ただ、それについて市の方が積極的にここがこういうふう間違ってますよとかでいうのではなくて、あくまでこれは成果として一たん登記所の方に登記された図面なり面積なものですから、それが民間の間での、まあ間違ってたから直してくださいというお話であれば、その当事者同士が話し合って、これはこういうふうなのが正しいんですよということで了解がなったものについて、市の方から法務局に地図の訂正等申し出ております。

○吉田委員

わかりました。当然当事者同士で了解され、合意された上でその内容について市が受けて、市の方から法務局にその申請をされて、法務局の了解を得るといような内容的なものだと思います。わかりました。

19 ページ、最後に 1 点伺います。これは一番上のイの項にかかわることでありましてけれども、いわゆるいろんな取り組みの中でどのような事業を進めるかということで、その権利床の利用の方法についての話がされておられますが、一つ、その中で情報発信館の設置を提言したとされておりますけれども、その情報発信館たるものの構想について、考えられている内容について御説明を願います。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

お答え申し上げます。

今の権利床の中では御指摘ございました情報発信館のほかに子育てサポートセンター、市職業相談所という三つの柱を考えてございます。

情報発信館につきましては、いわゆる市が駅前で、そこで滞留していただいて調べものもしていただくということで、考え方的には情報を、そこでパソコンなり必要な情報を取り出せるようなものを考えてございます。当然その中には職業相談も絡めた形、あるいは子育ても絡めた形の情報、市内の情報あるいは市外の情報もとっていただくということを想定してございます。

それと、もう一つは単なる情報発信だけじゃなくて、そこに若干の図書館的な要素も踏まえながらにぎわいのつくれるスペースというふうを考えてございます。

○森委員

3点伺いたいと思います。

まず、資料7の6ページ、市民活動サポートセンターに要する経費、それから同じく資料7の22ページ、セントラル自動車従業員移住に伴う情報提供、そして3点目が68ページの放課後児童健全育成事業に要する経費、3点お願いしたいと思います。

まず、最初の市民活動サポートセンターに要する経費なんですが、あわせて多賀城市における行政評価の取組の資料から大分実績が団体数でも、また件数でも非常に上回っておりましてコミュニティ活動の促進、非常に役に立ってるんじゃないかなというふうに思います。

この内容の、実は施設の整備率100%の100%、計画・実績とも100%で、こちらの方に予算の裏づけがある成果なのかなというふうなことで、この中で市民活動の事務事業として、意図、市民活動の拠点となる施設が整備されているというふうな大枠で記入されておりまして、これについては100%というふうな意味なのか。

なぜかといいますと、実はエレベーターの設置が多分各議員から発信されていたんじゃないかなというふうに思います。予算上の問題であれば今回の、今年度の予算上の執行、計画であれば100%、ただしこの施設に関してというのは、どういうふうな取り扱いなのかなというふうなことでお伺いしたいと思います。

○片山地域コミュニティ課長

お答えいたします。

こちらの100%の数字にございましては、市民活動の拠点となる施設、つまり市民活動サポートセンターが今年の5月まではゼロ、なかったということでございますが、6月からオープンしたということで拠点は整備されたという意味での100%ということでございます。

それで施設のいわゆるその他ハード面の整備につきましては、やはりいろいろ利用者の方々から声も届いております、それにつきましては、現在、関係各課の方といろいろ相談をしながら、例えば網戸が必要だというようなお話とかもございましたものですから、これにつきましては今年度網戸を設置させていただきまして、そういった皆さんのお声におこたえしたというところでもございます。

エレベーターにつきましては、ちょっと額が非常にいろいろございまして、いろんな財政的な、国なり県なりの支援とかもいろいろ探りながら、あるいは今のいろんなそういった実情も見ながら、皆さんの声も聞きながらということで、まあ現実には車いすを使って御利用される方というのはいらっしゃるしまして、これは電動車いすの方だったんですが、昨年

いらっしゃいまして、それにつきましては、恐らく去年の説明会のときにお話しさせていただいたと思うんですが、職員が全員で対応しますよということでやっていたんですが、やっぱり電動車いすは大変重いものでございまして、まずその障害者の方をスタッフが最初に上の方に抱っこしていった形になって、そしてあとまたみんなで車いすを持っていくというようなことだったので、そういったことが2件ほどありまして、そういう形で御利用のときに車いす使えるんでしょうかということについては、そういう形で対応させていただきますので、どうぞということではお話しはしているんですが、やっぱりそういう対応を毎回とるとということにもいきませんし、そういった方々にもたくさん使っただけの市民活動サポートセンターでありたいという意味で、まあ今いろいろ内部で検討させていただいてるということでございます。

○森委員

ここで対象をどのような状態にしたいのかというふうなことで、拠点となる施設が、まあ完璧にというふうな言い方はどうなのかわかりませんが、まずは支障のない障害を持たれた方、さまざまな方々、市民でございますので、ぜひ対応ができるような形で本当の意味での100%に近い整備をお願いしたいと思います。

これについては答弁必要ないです。よろしくどうぞお願いいたします。

続きまして、セントラル自動車従業員の移住に伴う情報提供ということで、セントラル自動車従業員住宅サポート事業による情報提供2回、セントラル自動車従業員家族見学会、折しもこのような経済状況になりまして、この成果はないし反響はというふうなこと。前にも多分説明いただいたと思うんですが、その後の動きとしてはどんなものでしょうか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

お答え申し上げます。

まずセントラル自動車の従業員の移住に伴うサポートといたしまして、これはセントラル自動車からの依頼に基づきまして宮城県が受託したような形で家族の見学会というのが去年の3月の末から9月まで、ほぼ毎週土曜日実施しております。多いときには200人程度、バスで県庁にお越しいただいて宮城県全体の説明をした上で、あとは実際のセントラル自動車の工場の敷地を見学するという見学会でございます。

当時の話では、やはり相模原からこちらに来ると、もうアメリカと一緒にだというお話でございます。多賀城、多賀城といっても多賀城がどこなんだか、それは多賀城だけにかかわらず、ほかの市町村も松島と仙台はわかってるんだけど、あとの地名はアメリカの地名聞いたのと同じですよというお話しなものですから、そういう形で各市町村が、まあ移住していただきたい市町村がここでプレゼンテーションをして、多賀城のアピールをしたというものでございます。

もう一つの方は、住宅サポート事業と申しまして多賀城市にはこんな借家があります、こんな分譲地がありますということダイレクトにホームページを通じて、従業員の方にお知らせするという事業でございます。

聞くところによりますと、全員がこちらに移住するというのが前提でございますので、まずもって住むところが必要だろうということで生活の水準と申しますか、地価の水準だとかもやっぱり知っていただかないとだめだろうと。調べたところによると相模原あたりは坪40万ぐらい、こちらだと20万なんで多賀城に来ると倍広い家が持てますよというお話しはしてるんですけども、そういったことを、まず教える必要があるだろうということで情報提供したんですが、今のところ、まだ何の返答もないのが現状でございます。実は来

年の10月が本格稼働でございますので、それに向けて皆さん引っ越しをされるということで、まだ去年の説明会の段階では、ただ来ただけと。実際住むのはどこにしようかというところじゃなくて、ただ宮城がどんなところなのか来てみるというのが第一ステップのようだったようでございます。本格的に誘致は、住民の方の市町村誘致はこれからだろうなというふうに思っております。

ただ、いきなり全員が引っ越しじゃなくて、ひょっとしたら近場で借家を借りて、二、三年してから次の住みかを見つけるというパターンになってくるのかなということで、まあ来年開業してからも、もうしばらくはこの事業を続けてまいりたいというふうに考えております。

○森委員

取りまとめが県というふうな、窓口が県というふうなことで前の説明会にも多分そのようにおっしゃっていたと、このように思います。

ただ、その移住に関してはセントラル自動車ないしその関連会社が会社を通して来るものか、それとも個別にその選択権があるものなのか、その辺のところはどんなもんなんでしょう。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

会社の方で考えられてるのは独身寮、これは会社の責任でもってつくるという話を聞いてございます。多賀城も、独身寮いかがですかということで候補地を提示いたしました、若干大衡まで時間がかかり過ぎるということで、今現在は大衡近郊で求めているというふうに聞いております。各社員の住宅につきましては、各個人で見つけなさいというのが会社の方針でございまして、会社の方であっせんするということはないようでございます。

○森委員

この間、色麻町の町営住宅でしたか、30戸でしたか、募集をとというふうな話が出ておりました。多分個々に市町村単位で関係のあるというか、アプローチをどんどんしてるんだろなというふうに思います。要は会社を通してなのか、個人的に対応するのかというふうなことで、多分企業誘致イコール労働者、働く人たちの居住地に対して本当に親近感を持っていただく。これは、要は職住接近というふうなことで、そのアプローチの結果、一本柳六貫田の方にも住みついてくるのではないかなというふうにも思うわけでありまして。その部分では対応を、県の窓口、ないし事あるごとにアプローチを続けていただきたいなというふうに思います。よろしくどうぞお願いいたします。

3点目なんです、放課後児童健全育成事業に要する経費、これもどなたかほかの議員からも前にも出てたと思うんですが、この間、ある方から言われまして、まず最初に「ひどいねえ」から始まったんですね。で、何したんですかというふうなことで、この間、多賀城小学校の留守家庭児童学級に行ったんだというふうなことで、足の踏み場がないと。子どもたちがいっぱい、物がいっぱいではなくて子どもたちがいっぱい足の踏み場がない、あれで大丈夫なのかというふうなお話がありました。今現在、待機はないんですが、定員をオーバーしてるというふうなことでございます。この現状と対応を伺いたいと思うんですが。

○小川こども福祉課長

すぎのご学級に限らず、今現在定員各学級40名ということにしております。そこで、ここにもちょっと成果表でもありますけれども、そのうち40名を大幅に超えてるのが4学級あ

ります。確かに一堂に会するときというか、特に3時の時間帯、おやつ時間帯等が入りますので、この時間帯に関しては、やはり一時的な時間ではありますけれども、かなりの混雑が予想されます。それ以外の時間ですと、まあ放課後の子どもさんたちが帰ってくる時間がそれぞれ1年生とか2年、3年生が帰ってくる時間がちょっとずれてたりとか、あと外遊びの関係とか、そういうこともありますので、多少、まあ1日そのままずっと過密化してる状況ではないというような考え方を持っています。

ただし、やはり今の状況はやっぱり適切な規模ではないというふうにも考えておりますので、今後22年以降の、次世代育成の後期計画の策定の中で、何とかこの辺解消を、将来の推計を見据えた上で改善を図っていきたいというふうにも考えております。

○森委員

非常に、先ほどそういう声があったんですが、必要な施策として非常に市民要望に対応している政策ではあるというふうなことで、ぜひそのような対応をお願いしたいなど。子どもたちの密度が高くなっていくと、けがに通ずることもありますし、逆にインフルエンザの対応もなかなか大変なんだろうなというふうなことも考えられます。非常に対応としてはいい対応をなさってるなというふうに思うんですが、また今後の、それこそ21年度の後期というふうなことで考えていくと。なるべく早く対応の方をお願いしたいと思います。以上でございます。答弁結構です。

○佐藤委員

総務関係、職員の皆さんの労働というか、働き方というか、そういうことに関して伺いたします。

まず、資料7の5ページ、職員研修に要する経費のところの内容ですね、まあ庁内研修、派遣研修というのは、もうちょっと具体的に言うと……。

○佐藤総務部次長

職員の研修に関する御質問でございますが、派遣研修は、現在宮城県の市町村職員研修所、これは富谷町にございます。そこの研修所の方に、いろんな例えば階層別の研修、例えば新規採用職員、それからあと一般職員でも市役所に入ってから5年以内とか、それからあと係長さんクラス、それから課長さんクラス、そういう階層別の研修、それからあと専門実務研修なんかもございます。それから、あと千葉県幕張にございます市町村アカデミー、こちらの方の研修の方にも、これも専門研修でございますが、20年度は男女各1名ずつ2名を約10日間ぐらいですか、研修を受講させてございます。

○佐藤委員

国内ですよ、これは。研修ですよ。ちょっと仄聞したところによりますと海外研修もあったというようなことをお聞きしたんですが、それは事実でしょうか。

○佐藤総務部次長

20年度ですね、これは宮城県の市町村振興協会というところで主催する県内の市町村の職員の海外研修でございます。昨年はヨーロッパの方に、ドイツ・フランス・イギリス10泊11日の日程で、本市の方からも1名の職員が研修に参加してございます。

○佐藤委員

数年ちょっと聞きなれなかったもんですから「えっ」と思ったんです。それで、予算的な計上はどうだったのかなという思いでいるんですけど、これは当初予算には入ってたんですか。

○佐藤総務部次長

当初には入ってございませんでした。たまたまこの宮城県市町村振興協会、ここはうちの方の市長も理事になってございまして、何とか多賀城からも海外に1人職員出してもらえないかということもございまして、既決の予算を工面しながら研修に派遣させたという経緯がございまして。

○佐藤委員

多賀城からも、悪いことではないといえませんが、お金がかかるといえばかかるし、評価はいろいろであろうかと思うんですが、やっぱり議会に説明もありませんでしたよね、やるというようなところでの。どのぐらいの予算がかかったのかわかれば教えていただくと、それからそういうところでどういう人選の仕方をしたのか。派遣する人に対する、個人名はどうでもいいんですけども、そういうことで報告できればしてください。

○佐藤総務部次長

海外研修に要した経費につきましては、交通費は一切市の方では出してございません。振興協会の方で負担してございまして。ですから本人の負担は小遣い程度かなと思ってございまして。

その派遣した経緯でございまして、やはり今後の多賀城市の将来を担っていく職員ということで30代後半の職員を、庁内の中で選抜をして派遣したという経緯でございまして、研修終了後、2回にわたりまして本人からの研修の成果の報告を職員向けに2回ほどやっている、やった経緯がございまして。

○佐藤委員

ことしも、21年度はやったんですか。

○佐藤総務部次長

今年度は、宮城県全体で海外研修は中止という方向性が出ました。これの要因は、さまざまなことがございまして。例えば昨年発生した宮城岩手内陸地震とかの関係もございまして、21年度は海外研修については中止という決定がございまして。

○佐藤委員

政治というか、さまざまなことは動いておりますので、その場その場で緊急に対応していかないとかなきゃいけないこともあるかと思うんです。いい悪いは簡単には言いませんけど、より慎重な、きちんと説明のつくお金の使い方を、これからも努めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

もう一つ総務関係で、私、この間職業相談室に議会ちょっと始まる前に行って、9時ちょっと過ぎぐらいに行ったんです。そしたら、もう、パソコン5台ですか、パソコンでない、ネット検索機能、5台がフル稼働で、それで見れない人が4人ぐらいいて相談所に、ブースに1人座ってて本当に朝から、皆さん決して明るい顔はしてませんよ。大変な思いで仕事を探してる様子を拝見してきたんですけど、そういう思いでいましたら、その2日ぐらい後に、あそこで、外側にたばこの喫煙、灰皿あるのね。相談室の前にね。そこで、だれと

は言いませんけど、名前わかってますが、その職員の方が2人ほどでたばこを吸ってた。朝9時半ごろね。やっぱりね、心がけとしていかなものかと私は思うんです。そういう場所で、あそこは職員がたばこ吸う場所ではないと思うんです。そういうことではやっぱりちょっと考えてしまったんですけど、いかがでございますか。見解をお聞きます。

○佐藤総務部次長

その職員の喫煙につきましては、今現在時間を決めて、それからあと喫煙する場所も決めてございまして、そういう職業相談室の前でたばこを吸ってる職員がいたということは、大変遺憾なことだなという見解とっております。

○佐藤委員

その名前言わないから言わないんですが、今から多分幹部として頑張ってくれるような方でしょうというような感じです。ですから、ぜひ、今から教育としても、きちんと職員の心構えを伝えながら仕事に励んでいただければというふうに思いますので、これもあわせてよろしくお願いをいたします。

それからもう一つ、20年度にたしか組織改編がありましたよね。係制廃止も含めて1年間やったわけですよ。それでいろいろあったわけですが、このことに関する、1年やって係制廃止とか組織改編をやってどうだったのかというようなことの評価が、何か文書としてもないんだけど、行政評価の取組の中ではどういふふうな扱いをされているんでしょうかね。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

20年度の組織で係制度の廃止と、これは教育委員会の各出先機関の係廃止ということでよろしいのでしょうか。（「いや、まあ全部、例えば建設部とかもあつたさ」の声あり）わかりました。

まず、建設部の組織改編につきましては、これは係の廃止というよりは組織間の大きな見直しをしております。これに関しては、今現在順調に推移しているというふうなとらえ方をしておりますし、20年度に行った部分に関しましては、管財課構想がありましてですね、そのあたりの大きな組織の改革だったというふうなことでありまして、現在公共施設のですね、施設整備であるとかなんか順調にいったらというふうな、そういうふうなとらえ方をしております。

○佐藤委員

順調だとおっしゃいましたけれども、具体的にここで言うのは、言わないと決めてきましたから言いませんけれども、実際市民との、対市民との窓口の中でさまざまというか、一つ二つ私が経験したトラブルなんです。そういうことについて、果たしてこれは市民にとってプラスになるのかならないのかというところで、判断するような出来事があったんです。それがその部の係の、あるいは統廃合というか、そういうことによってその部署がスムーズに進んでいなかったとすれば、それはうんと市民にとってデメリットになるというようなことも含めて、具体的に言わないとわからないかもしれないけど、こういう面で、いろんな部署からそういう出来事を集めて、そして評価をしていくことが大事なことではないかと私は言いたいわけ。だから、何ていうのか、目標掲げてそのための努力をどういふふうにしたというふうなことも大事であろうけれども、しかし今までやったことが、市民にとってどうなのかというあたりを包み隠さず全部挙げさせて、そしてそれをきちんと評価して、じゃあこういうのは窓口担当が悪かったとか、それを監督する人たちが悪かったとかいろんな評価が出てくると思うんですが、そういうことも含めて評価していか

ないと、この行政評価は本当にただの絵にかいたもちになってしまうと私は思うんですけど、そういう努力はしてるんですか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

委員おっしゃるとおり、やはり我々の組織というのは市民のサービス向上を目指した組織体であらねばならないということ、まことにそのとおりだ思っております。我々の中で内部の方でどういった努力をしてるのかということでございますけれども、毎年大体1週間程度なんですが、各部各課の定員管理ヒアリングということを実施してございます。これは市長公室とそれから人事担当の方と一緒にになりまして、大体各課1時間程度でしょうか、まず職員の時間外の状況であったり、それからあと組織上の問題点が、今どういうふうなことがあるのかであるとか、そういったことでヒアリングを通して、そういう問題があれば次年度以降どのように対応していくのかという話し合いの場を持ってございまして、その中でいろんなさまざまな問題点が出れば即座に解決できるもの、あるいは少し年次を要しながら解決できるものというふうな分け方をしながら、これは毎年そういったヒアリングの場を通してそういった問題点を吸い上げていく、そういった努力をしております。

○佐藤委員

そのときに、ヒアリングするときに、する側がですよ、やっぱり意見、さまざま失敗例も出しながら訴えられるというか、自分たちで自分たちのやってること、ここのところ失敗だったとかというような風土がちゃんとできているかどうかということも問題だと思うんです。そういうこともやっぱりきっちり、失敗は失敗として受けとめてあげられる管理者側の度量というか、そういうことも含めて、じゃあ二度とやらないようにするシステムをつくるとか、そういう度量というか、風土づくりというのもうんと大事なことだと思うんですけど、そういうふうになってるよね。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

我々ですね、ヒアリングをする側、まあヒアリングといいますが大仰に構えてるわけではなくて、ざっくばらんに、フレンドリーに、今それぞれの担当課の方でどういった問題点抱えてるのか、あとちょっと先ほどメンタルヘルスの話も出ましたけれども、そういった職員が今いないのか、そういうふうになりそうな職員がいないのかであるとか、さまざまな問題点をざっくばらんに話し合う場になっているというふうに我々は理解しております。

○佐藤委員

あと、私が経験したようなことはもう二度とないと信じながら、さらなる努力をよろしくお願いいたします。

○伏谷委員長

ここで休憩いたします。再開は午後2時ちょうどでお願いいたします。

午後1時51分 休憩

午後2時00分 開議

○伏谷委員長

それでは再開いたします。

先ほど佐藤恵子委員の質問に対しまして、総務部次長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○佐藤総務部次長

休憩前の質疑の中で、海外研修の関係でちょっと訂正させていただきます。

先ほど、旅費については宮城県振興協会の方で全部持つということで、本人は小遣いだけという回答しましたが、実は事前研修それから事後研修、あとそれから多賀城から飛行場まで向かう分の旅費とか、そういうものはこちらの多賀城市の方で負担してございます。それらを合わせまして約 12 万ほど市の方で負担してございます。以上でございます。

○佐藤委員

それぐらいはかかるんでしょうね。だから余計、大切にお金を使っていたきたいという思いはいるんですけども、報告書なんかもちろん出されてると思うんです。研修のね。そういうのは一般の人がどの程度知り得るかどうかわかりませんが、読めるようになってるんでしょうかね。

○佐藤総務部次長

情報公開の中で、それは当然開示できる資料でございます。

○深谷委員

私からは 2 点お伺いさせていただきます。

資料 7 の主要な施策の成果に関する説明書の 15 ページ、2 の総合評価入札制度の試行導入ということでお伺いさせていただきます。

まず、初めに今回の、前回のですかね、臨時のときに工事概要説明書ということで二中、それからもう一校あったと思うんですが、お伺いをいたしました。その際の入札方法で総合評価方式ということで入札、一般競争入札やってるんですが、これの制限付きという部分の内容の制限されている内容を教えてください。

○佐藤管財課長

総合評価入札制度というのは、一般競争入札制度の中の一分野です。制限付きって、一般競争入札でも多賀城市の場合は制限付一般競争入札をやってるわけなんですけれども、どういうことを制限しているかということをお説明申し上げます。

まず、一つとして営業所の条件、受注する方の営業所の、これは応札する人の条件で、営業所の条件ということで市内に本店あるいは支店、営業所等を有すること。それから建設業許可の条件としまして宮城県知事の許可業者であること、例えば土木工事であれば土木工事の建設業の許可を得ていること、工事規模によっては、これが一般の土木工事ではなくて特定の土木工事ということにもなります。それから、経営審査事項審査の条件といたしまして、これは最新の総合評価値通知書の、例えば土木工事に係る総合評価値が 700 点以上であったり 800 点以上であったり、それは工事の種類によって適時決めております。それから、配置技術者の条件、これは建設業法の方に規定がございまして、それを守ってくださいということです。それから、施工実績による条件、例えば土木工事であれば過去 10 年間に 1 件当たりの契約金額が 1,000 万円以上の公共土木工事を元請として実績がある方というような制限のつけ方をしております。

○深谷委員

それで、価格以外の評価項目及び評価基準というのを資料としていただいたんですが、この中で今制限付というような内容で今課長さんがおっしゃられた内容のものが幾つかあると思うんですが、例えば地域性というところの地域貢献、アの部分、こちらは多賀城市に本支店、営業所等の所在地の有無ということで、本社があるか支店、営業所などがあるかというところもこちらの制限付という部分の制限に加えられている部分なんですが、端的に言いますと総合評価の内容の部分と制限の段階で制限されてるものを総合評価の中で点数に加えているというのは、これは法律で決まっていることなのか、それとも多賀城市独自の内容なのかということをお伺いしたいんですが。

○佐藤管財課長

価格以外の評価項目及びその点数につきまして、これは法律で決まっているものではなくて、多賀城市が独自で決めているものです。

それで、制限付の中に多賀城市に本店・支店・営業所がある事業者という一般的な制限をかけておきながら、また総合評価の方にも同じような項目が出てくるといった疑問点があると思うんですけれども、それにつきましては、総合評価の方では本社が、本店が多賀城市内にある場合には若干点数が高くなっておりますし、支店とか営業所の場合は評価点は若干下がっているという形になっております。

○深谷委員

何だか今の答弁ちょっと余りよくわからないんですけれども、制限付一般競争入札の制限付の部分で営業所が多賀城市内にあるか本店があるかという部分で、まずこの入札、一般競争入札に参加できる条件としてあるわけじゃないですか。ということは、地域性のうち、この地域貢献のアの部分に該当しない企業はいないということですよ、この入札に参加する企業としては。だから、余り評価すべき点数がどうこうという評価としては、どうなのかなという部分が疑問として前のときからちょっと残ってたんですけれども、この地域貢献……。なので、ちょっとその辺は、もう一回御答弁いただきたいのと、あとはこの地域貢献度のところで、やっぱりこの辺が一番——何ていうんですかね、多賀城市の、まあ工事は多賀城市の業者さんを使っていいのかなというのがあるんですが、こういった部分、ほかの市町村のと見比べたことはございますか。

○佐藤管財課長

地域貢献度の多賀城市に本・支店、営業所があるということで、それは一般的な土木工事あるいは建築工事の場合はこういった制限をつけております。というのは、市内の業者でも十分施工可能な工事については、こういった制限をつけますけれども、特殊な工事で市内の業者さんでは難しいだろうなという場合には、こういったものをまた別な条件に変える場合もございます。

それで、一般的な土木工事のことでお話ししますと、確かに委員さんおっしゃられたとおり市内に本店・支店がない方は応札もできないというような状態ですけれども、応札した中でも市内に本店がある業者さんについては、価格以外の評価の方の点数を上乗せして上げているというような状況でございます。

それから、ほかの市町村のことでございますが、この総合評価を導入するに当たっては、他市町村の、他市町の事例も参考にさせていただきました。

○深谷委員

わかりました。試行段階ということですので、これからまた研究を重ねていろいろとやってみればいいのかなどというところなんですけど、あともう一つ確認したい部分があるんですけども、その前に先ほどの周りの地域っていうのは、例えば営業所内で多賀城市の例えば消防団員に入っている、団員さんになってる社員がいるとか、あとは指導隊の隊員になっている社長さんとか何とかというようなところも評価点として挙げるようなところもあるんですね。消防団員さんの人員の確保にも地元の企業として災害協定を結んでという部分ではいいのかもわからないですけども、そういった部分で団員の確保ということにも寄与できる部分として、こういったものを使ってもいいのかという部分、1点、私、こう考えておりましたので、御検討してみてください。

それから、もう一つなんですけれども、この配置する技術者の能力の部分のAの部分で、主任技術者の保有する資格の有無という部分があるんですけど、そちらの主任技術者さんというのは会社として雇い入れてる人間、その雇い方の形態なんですけども、正社員である者がここにいた場合に主任技術者ということであればいいのか、それともその工事だけの派遣でそういった資格を持っている方を派遣として雇ってこういった入札に参加することでもありなのか、その辺を教えてください。

○佐藤管財課長

まず、1点目の地域貢献についてでございますが、今、多賀城市はこれを試行ということで実施してるわけですけども、実際に本格施行する段階でほかの面も含めながら地域貢献の比率、配点も再考したいなというふうに思います。その際は参考にさせていただきたいと思います。

それから、主任技術者の関係ですけども、これはその会社に雇用されている正社員というふうなことでとらえております。

○深谷委員

わかりました。それでは、まあこれから試行ということなので、これからまた試行錯誤していただいて、よりよい入札制度になるように頑張ってください。私ももっと勉強して頑張りますので、お願いします。

○雨森委員

資料7の26ページなんですけど、交通安全推進に要する経費の中で、9月10日でしたか、早朝に駅前の橋のたもとの交差点で、老夫婦が赤信号無視して、何マークというんですかね、後ろにマークつけてまして、ぱたぱたって走っていったんですね。偶然にも接触事故、事故なくてよかったんですけども、まことにもって赤信号何も感じなく走って通るんですね。見てびっくりしたんです。ですから、そういう北日本自動車学院さんの方でお年寄りの方々に対しての講習会というんですか、そういったこともおやりになってるようですが、今後市の安全云々で取り組んで、どのようにお考えになるのかということですね。平成20年、どのように取り組んでこられたのか参考にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、もう一つ、非常に目立つのが携帯電話、携帯を使用しながら運転している人たち、まあ多賀城にかかわらずどこでも多いんですね。非常にそういったものについても、きちっと市民に訴えるような、まあ訴えておられるかもわからないんですけど、どのように取り組んでこられたか、ひとつお願いいたします。

○伊藤交通防災課長

ただいまの第1点の駅前の交通の信号無視というようなことでございますけれども、これについては、運転者、ドライバー、歩行者の個人のモラルといえはそれまでなんですけれども、担当としましてはこれからも、今お話しのように高齢者の交通安全を重点化しまして、御案内のように北日本自動車学院さん、あるいは交通安全母の会でも例年、母の会の一つの事業といたしまして高齢者の事故防止のために高齢者触れ合い訪問事業というものを実施しております。これらも重点化をして引き続き実施してまいりたいというふうに思っております。

それから、2件目の携帯電話の、運転中の携帯電話、これは明らかに道路交通法違反で取り締まりの対象になりますことから、これは当然警察でも、まあ我々一般人は取り締まりはできないわけでありまして、これも警察の方でもよくその辺は把握してるとは思いますが、機会があれば私の方でも、一層そういったことのないように交通ルールを守るような形で要請をして、あるいは啓蒙・啓発活動を展開してまいりたいと、このように思っております。以上です。

○雨森委員

市政だよりを、ほかのものを活用しながら、より一層、皆様に訴えていただきたいというふうに感じます。

第2点、もう一点お願いします。

同じ資料7の65ページですね、子育てサポートセンター事業に要する経費の中で65ページが一番上段の活動状況という2がございまして、一覧表がございまして。それを見ますと、平成19年度と20年度の利用回数といいますか、総合計が約300件ぐらい、平成20年には減少してるんですね、総合的に。これはなぜ、どういう理由でこうなったのか、あるいはまた少子化の問題なのか、あるいはまた21年はもっと減っていくのか、その見解、お伺いしたいと思います。

○小川こども福祉課長

これファミリーサポート事業の方ですね、子育てサポートセンターの中でのファミリーサポート事業という考えの部分ですね。

これは例年毎日のように使われていた方がいるんですけども、対象年齢が昨年度までは小学校3年生までだったんですね。それで、19年度は小学校3年生だったんですけども、20年度に小学校4年生に上がったことによって、預かり事業の方の対象年齢から外れたために、その分が減になったということでございます。

○雨森委員

預かりの方が約140件ぐらい減ったということですね。総合的には300件ぐらい減っているわけですね。ですから、やっぱり少子化とかそういうものは別に関係ないわけですか。対象者がだんだんと少なくなっていくということ……。

○小川こども福祉課長

これはお金のかかる事業でもありますので、要するに少子化との関係とは余り結びついていない部分があるかと思えます。あと、先ほども言いましたように毎年毎年新しい、まあ利用するかどうかという問題なので、あと対象年齢が小学校3年生までだったということもあって、4年生になれば当然今までの事業は使えなくなるということで前に使われた方もそ

の分は減少したりとか、まあこの辺は今後いかに普及啓発を図って利用しやすいものにしていくかということは課題だと思っています。

○金野委員

1点だけ確認します。資料7、25ページお願いします。行政の運営の頭脳とも言われる電子計算費についてお伺いします。

説明で平成22年の9月終了、22年の10月新しくすると。この新システムに向けては、やっぱり耐震構造、自家発電装置等を有する多分民間業者だと思うんですが、宮城県沖に備えて二重補完する、宮城県内でこの民間業者を選択しているのか、他県でしているのか、答えられる範囲でお願いします。

○佐藤総務部次長

今回の新しい行政情報システムの構築でございますが、今回の方式はフルアウトソーシングといいまして、サーバー機器とかは全部民間の今回契約しました、具体的には日本電機株式会社なんですけれども、そこの仙台市内にございますデータセンターの方に全部データを、向こうの方に持っていきます。そして、あと多賀城市役所と専用回線で結びまして業務を遂行するというところでございまして、そのデータセンターにつきましては、震度6強クラスの耐震の可能な設備、それからあと自家発電等も全部、自家発電、それからあと受電系統2系統の設備を備えてるデータセンターの方とそういう持っている業者の方と契約をしております。

○金野委員

日本電機株式会社、私は一般質問をしたんですけれども、二重管理の補完では、来る30年以内に宮城県沖地震が来る、そういうやつで宮城県内のやつじゃなく、専門に例えばこの前私見てきたのは横浜の危機管理センターというところなんかは、すごいやっぱり電算機のサーバーだけが各都道府県のやつが入っていて、そういうのを管理している。そこから本体は他県のそういうところに置いて、枝線でこの市役所を運営するというのもありますので、そういうのも研究しながら、まだ時間がありますので、お願いしたいと思います。以上です。

○相澤委員

資料7の18ページ、公共交通に要する経費のところバス運行事業、これ利用者数が計画が7万300人、実績が6万7,000か、かなり減ってますよね。1便当たりの利用数も減っています。この減った要因は、どのようにとらえていらっしゃるでしょうか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

計画値が7万300、実績が6万7,391ということで計画値には達しませんでした。しかし、平成19年度の実績が6万7,583でございますので、ほぼ前年度並みに落ちついたところでございますが、じゃあなぜ計画で7万300にしたのかということだと思うんですが、ここは市民課の窓口におきまして、転入者にバスの時刻表であるとか、そういった啓蒙用のチラシを置いておきまして、そこで多くの方々にできるだけ公共交通であるバスを使っただけでいいということで7万300という数字を目標値に掲げたんですが、残念ながら、今回のチラシ作戦というのが20年度は実を結ばなかったといったことでございますが、21年度になって、ようやく徐々にではあります、月平均からしますと大体一、二%ずつの伸びがありますので、ようやくおくれればせながらその効果が出ていると、そういった分析をしております。

○相澤委員

七ヶ浜ではぐるりんこですか、それから多賀城で頑張っていたいただいた万葉号無料、これらのバスの取り合いというのはあるんですか。要するにそれによって減ったというような要因はないんですか。減ってはいないんでしょうけど。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

まず、ぐるりんこに関しましては、ことしの8月から運行が開始されましたので、その影響というのは今のところまだ具体的に、まだ分析できてございません。ただ、七ヶ浜の方に、8月の運行実績、ちょっと問い合わせしたところを御紹介したいと思います。

ぐるりんこですね、多賀城市内の停車するところが貞山橋、それから多賀城高校前、それから三中前、それから下馬というところをとまっております、競合しそうなところで多賀城高校前と、それから三中前のところなんですけど、8月利用分として多賀城高校まで約110人の方が乗降者数があったと。1カ月です。あと三中前では45人の方が乗り降りされたということになっております。

一方、塩釜のしおナビ、これは笠神のところとそれから花立、これは赤石病院前になるんですが、それから下馬の3カ所が市内の一応バス停になっております。これらも大体1日平均、笠神が1.7人、それから赤石病院のところは平均1人、それから下馬が4.9人という実績になっておまして、これからすると、取り合いにはなっていないだろうというふうな分析をしております。

○相澤委員

以前に定期的に乗客の調査をやってましたけれども、それは今後も継続されていきますか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

毎年、乗降調査しております。多賀城東部線でございますけれども、これについてはミヤコーバスの方にですね、大体2日間ぐらいの、どこで乗降客数が多いのかというふうな、あとどの時間帯に多いのかというふうな、そういった乗降調査をしております。今後も続けていく予定です。

○根本委員

まず、資料8の11ページなんですけれども、ここに義務的経費ということで人件費が計上されております。平成19年度が37億2,700万、本年度は36億400万ということで約1億2,300万の減となっているということでありまして、これにはさまざまな要因がございまして、例えば職員の定員の減、あるいは地域手当、あるいは管理職手当ですか、こういう削減に努力をしたと、こういう成果だと思っておりますが、その地域手当、まず地域手当と管理職手当でそれぞれどのぐらいの金額になっておりますか。

○佐藤総務部次長

お答え申し上げます。

まず、地域手当の分でございますが、これ本来3%を支給することに国の基準で決まっております。それを多賀城市は1%現在支給でございますが、その削減額でございますが、約3,600万。それから、2点目の管理職手当でございますが、これにつきましても今現在30%の削減を実施しております。この削減額でございますが、約1,280万ぐらいという数字をつかんでございます。

○根本委員

地域手当に関しては、本来 3%のところを市独自で 1%まで減していると、こういうことですね。

この地域手当と管理職手当を合わせると 4,800 万、これはあれですか、基準財政需要額にこの金額も含めて一般的には人件費として算入されてますよね。で、少なくなってますね。そうすると 4,800 万ですから、これが算入されていないということになると、実際算入されてることを考えるとね、25%しか市としては影響額はないと、このように思うんですけど、それでよろしいですか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

根本委員さん御指摘のとおり、基準財政需要額にはその団体で一般的に、標準的に支出すべき人件費の額が盛り込まれてございます。全国共通の標準様式で係数が決まっているものでございますから、地域手当はその市町村によってそれぞれ地域手当のパーセンテージが違ってございます。なので、多賀城市で一概に 3%が今基準財政需要額に算入されているかということ、そういうふうな話ではございません。標準的に地域手当がその地方ですとどのくらい入るかというのは、実はその地域における補整係数というのがございまして、その補整係数によって化けてるものですから、実際に何%入ってるかというのは基準財政需要額では確かな数字はそこでは出てこないということになります。

が、お考えとしては、まさにその 75%分の税収の歳入ということであれば、そういった観点で物事は考えられるかと思えます。

○根本委員

係数がどのくらいになっているかというのはちょっと私もわかりませんが、一般的に考えると今補佐がおっしゃったように、例えば 4,800 万、5,000 万だとすると 25%、1,250 万、この影響だけなんだと。実際これを算入したかしないかによってはそういう影響だよということですよ。

今回の決算を踏まえて私思うんですけども、やっぱり管理職手当にしても、もう 6 年ぐらいうつとやってますよね。皆さんそれでも一生懸命頑張ってくださいとやっていただいております。また、地域手当にしてもよそより 2%も減をして、市独自で努力してきたと、こういう状況でございますけれども、やはり決算を踏まえて、やはり職員さんがこれだけ頑張ってるね、やってらっしゃるということを踏まえて、やはりもう少し見直していくべきではないかと、こう思うんですね。それこそ 4,800 万そのもの自体が、やはり財政的に影響するということなら、それはそれで大きい数字にもなるということですけども、実際交付税との関連から見れば係数を除いて、そういう状況になってくるということからすると、やる気元気、そして今後の多賀城市をしっかりと支えていく職員さん、管理職、あと職員の皆さん、そういうことを考えたら、この決算を踏まえて少し検討してもいいんじゃないかと思うんですけども、その考え方がでしょうか。これは副市長さんですね。

○鈴木副市長

おっしゃるとおりでございまして、3%支給地域でも、いわゆる抑制しているのは多賀城だけ、まあ隣の利府町なんか全部 3%出している状況でございます。それで、先ほど来財政状況の話出てまいりましたけれども、ちょっと 21 年度決算、ちょっとわからない要素もございまして、一応多少安定的な要素も見えてきたということからしますと、これの

いわゆる解除する時期というのも、一つちょっと真剣に考えなくてはならないだろうということがございます。

しかも、今公務員の給与が、今度の人事院勧告もそうですけれども、ボーナスであったり一般給与も下げる方向へどんどん来ています。ですから、そうしますと多賀城の職員にとっては人勧の下げ分と独自の抑制分とでダブルで来ているということもございますので、そういったことも含めて、ちょっといろいろ検討する時期にあるのではないかと。

それから管理職手当につきましても、大分 30%というのは大きい削減額で、これは笑い話になりますけれども、時間外手当をもらっている職員よりも管理職手当の課長の方が給料少なかったとなんていう笑い話も出ている、そういう状況もございますので、まあやる気、モチベーションを高めるという意味でも、それも含めて真剣に考える時期に来ている、そういうふうに思っております。

○根本委員

人事院勧告で、ことしの6月のボーナスでも職員さん、0.35でしたっけ。また、ことしの12月もあるかもしれないと。国では0.55ですか、0.5かな、何かそんなお話をしているので、また冬のボーナスでも削減ということになる可能性になっております。そういうことからすると、やはりしっかりとその辺は検討すべき時に来てるのではないかと、こう思いますので、御検討お願いしたいと思います。

それから、45ページ、資料7です。

ここに、3の社会福祉協議会に要する経費ということで3,768万、決算額が載っております。社会福祉協議会では、20年度においてもさまざまな事業を展開していただいております。その中に、生活安定資金というのがあるんですね。これは皆様御存じのように昭和46年4月に県と市の補助金でスタートした事業でございます。当時の貸付金、昭和40年、46年の4月は3万円だったんですね。その時代の背景に適した金額ということだったんでしょう。また昭和55年4月になると経済もぐっと成長して3万円から5万円に増額をしたと、こういう流れに、経緯になっております。現在でも、その後30年経過してますけれども、5万円のまま据え置きで安定資金を貸し付けしていると、これが現状であります。

県と市の補助金を原資としてますから、これは市としても無視できない事業の一つだと、こういうことをまず御理解いただきたいと思います。

そこで、実はいろいろ市民の皆様からこういう経済状況でありますので、いろいろ相談を受ける機会があります。10万円ぐらいあれば当座、御主人がまた就職、今一生懸命探して、何とか見つけたんだけれども給料もらうまで約1カ月あると。食う分だけでも、食事と電気、ガス、水道料で約10万円ぐらい何とかあれば次の生活につながると。こういうような御相談があったんですけれども、5万円だということで、ないよりは、これはこれで助かりますよ。しかしながら、やはりもう少し今の時代ですね、家賃を払い、そしていろいろな経費一時的に必要なだと、こういうふうになったときに果たして5万円で本当に生活に一時的でも安定する資金として、その目的を十分に達成できるような、そういう制度になっているかどうかと、こういうことを私心配するんですが、20年度の決算踏まえていかがでしょうか。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ただいま委員さんの方からお話しありましたことにつきましては、これも以前にもこのようなお話があったかと思えます。これにつきましては、社協の方とちょっとお話をさせていただいたところなんですけれども、社協の方では、結論から申し上げますと、現在の5

万円について、ちょっとふやす予定は今ところないんですよというふうなお話がありました。

その理由なんですけれども、まず一つが、これはあくまでも一時的な生活資金、いわゆるつなぎ資金であるということが、まず一つございました。それから、原資の関係もございまして、できるだけ多くの方に、まあ5万円なんですけれどもできるだけ多くの方に利用していただきたいと、そして運用していきたいというふうなこともございました。それから、3点目としては貸付額が、5万円から10万円ということになりますと、結構返済するのも大変だろうと。現在の5万円につきましても、結構何ていうんですか、お返しだけないといいますが、そういった方々も結構いらっしゃるというふうなこともございました。まあその10万円が必要だという場合には県の方の、県の方の社協の制度として10万円という緊急小口資金がございましてけれども、そちらの方を利用していただけるような形でお話はさせていただいてるんですよというふうなことでございました。以上でございます。

○根本委員

多分そういう答弁が来るだろうと思ってましたけれどもね。今こういう経済状況でしょう。だからこれは社協でやってる事業なんですけれども、市として市民の皆様の経済対策の一つとして、じゃあ企業やってる小口資金とかいろんな企業に対する緊急の貸し付けとかそういう制度はございますね。やっぱり市民に対してもこういう一時のつなぎであっても生活の資金なのでね、こういうことを市の経済対策の一環としてとらえて、それを、やはり増資しなくちゃいけないと思いますけれども、市の方で社協にまたお願いをしてね、やるという従来の生活安定資金というその枠組みを超えて、やはり経済対策にもつながっていくという、そういうとらえ方、やはり多重債務に走らない、そういうことです。それを市独自で、やはり市民の皆さんのためにやるという、そういう考え方にもやはりあわせて、施策として考えていくべき施策なんだろうと思うんですよ。

ですから、そういう意味では社協に任せてるから社協の、今のような3点の理由だけじゃなくて、市の経済対策、市民に対する緊急融資。まあ融資でもこれ無利子ですけども、そういう枠組みの中で10万円ぐらいはどうかということ、ぜひ考えていただきたいなと、こう思うんです。

もう一つは、貸したけれども取れないというのは、それはまた何回も、この間も言いましたけれども別問題でございましてね、貸すのは施策で貸すんですね。それを返さないかどうかというのは、それは制度を利用するときのしっかりした基準なりを設けて保証人に請求できる体制、そういうものをきちっとしていかなくちゃいけないと思うんですよ。

ですから、戻ってこないからもう貸せないというんじゃなくて、やはりきちっとその辺は運用しながら、必要な人には貸していくという考え方を何とか取り入れてやっていったらなと、こう思うんですけども、まあそれは今後の課題として検討していただきたいと思います。答弁、ぜひともしたいという……、じゃあ、次いきます。検討してください。

資料7の57ページお願いいたします。

実はここに介護保険特別会計繰出金ということで介護保険事業に要する経費として繰出金として載っております。ここで事業の内容をここで質問した方がちょっと関連でいいので、委員長さん、同じ介護保険事業に関する経費ですので、よろしいですか。

○伏谷委員長

はい。

○根本委員

はい。

実は、介護保険の事業のサービスの中に住宅改修費助成というのがございますね。これは介護が必要になった方が住宅の手すりをつけたり、段差をなくしたり、そういうことで20万円まで、上限20万円まで使えますよと。自分の負担は1割です、こういうふうになりますね。

ところが、私のところに何件か相談があったんですけども、ほかのヘルパーを利用すれば1割負担だけで済むのに、住宅改修費だけは全額自分で払って後で戻ってくるんだと、これが大変なんですという相談があったんですね。そういう担当の課長さんとしてそういう御相談はいろいろ市民の皆さんからあったことありますか。

○鈴木介護福祉課長

委員さんのおっしゃるような相談というのは、私、直には聞いておりません。ケアマネジャーは直接聞いてるかどうかわからないんですが、私が直接は聞いてはおりません。

○根本委員

担当課には全然来てないということですね。そうですか。

この制度を、なぜ20万円を、償還払いにしてますよね。これ現物給付にできないかという問題なんです。どうせ後で審査は業者がきちっと、本人が申請して、業者が出して、書類を出して、それを担当課が精査をして、そしてオーケーの際出すわけですよ。それで業者がはっきりわかってるわけですね。だから私は、これを現物給付という形にやってもおかしくはないんじゃないかって、こう思うんですね。

ちなみに、49ページの障害者の皆さんに対する自立支援事業ってあるんですね。その中に4日常生活用具給付状況というのがございます。20年度では一番下、住宅改造費はゼロ件ということで20年度は利用はされていないということだったんですけども、この住宅改造費も全く同じで大体内容も同じですね。利用者の方は1割負担、20万が限度ということなんですが、これの支払い方法はどうなっていますか。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

それではお答えいたします。

これにつきましては、現物給付ということでなっております。

○根本委員

そうなんです。同じような制度で、こちら障害者の皆さんには現物給付で本人は1割、2万円だけ負担で済んでるということなんです。じゃあなぜ介護保険はできないかというところかと思うんですよ。だからその辺は、やはり部長、しっかりと、部長さん、その辺はやっぱり同じ部内で、同じような事業をして、こちらは償還払いでこちら現物給付と、こうなってるんですよ。だからその辺はやはり利用者の利便性、そういうことをしっかりと考えてやっていただきたいと、こう思うんですね。

例えば岡崎市なんか、愛知県の岡崎市なんかでは、ここは、障害者の方の住宅改造費も介護保険も今まで償還払いだったんですよ。これが現物給付になったんです。やはり市民の皆さんの声を聞いてね。ところが多賀城市は、もう障害者の方は現物給付になって進んで

るんですね。だから介護保険のその進んでる状況に合わせていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○内海保健福祉部長

ただいま御紹介いただきましたので、なぜこういうふうな状況になったのかというふうなところまで含めて、ちょっと調べさせていただきたいというふうに思います。

○根本委員

検討をお願いします。

あと、もう1点なんですけど、後でやった方がいいでしょうか。今続けてやった方がいいでしょうか。

○伏谷委員長

後でお願いします。

○根本委員

はい、わかりました。

○米澤委員

資料7の71ページの生活保護費の支給で生活保護扶助に要する経費という中で、医療扶助が割合的にやっぱり大分大きいんですけども。その中で生活保護費を受けてる方というのは、健康診断って多分保険証がないので病気にかかったとき、たしかお電話してからというふうには伺ってるんですが、たまたま知り合いの方が私健康診断にいるときに、すれ違ったときに、「あら、健康診断しないんですか」「私たちないんです」というお話があったんですね。ただ、若いから、じゃああれなのかしらねと「関心ないの」っていったら、「いや、そんなことはないです」って、「できれば受けたいです」という、そういった案内を含めてあるのかどうか、私たちの場合、きちんと行政区の方からあるんですが、そういった意味でちょっとお伺いしたいと思います。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

通常お医者さんにかかるときには医療券というものを発行して、随時かかっていたいてるわけなんですけれども、改めて健康診断というものにつきましては、これちょっと定かではないんですけども、やってないと思います。

なお、詳しいことは後でお答えしたいと思いますけれども……。

○米澤委員

この状況の中で、やっぱり母子家庭の方でも生活保護を受ける方もいらっしゃると思いますし、やっぱり働ける方もいらっしゃる、そうすると事業所の中で多分健康診断やってる会社もあると思います。子どもたちは学校で健康診断を受けている。となるとみずから自分でやるとなると負担もかなりかかると思うと、なかなかやっぱり受けられない状況、ひとり身で働かなくちゃいけないという状況を考えると、やはり体も資本ですので、その辺もちょっと、状況を踏まえて今後の検討についてちょっとお伺いしたいなど。所見を伺いたいと思います。同じことかな、さっきのと。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

保護世帯につきましては、生活保護法の全面的な適用を受けるというふうなことは御承知のことだと思いますけれども、その法制度の中でどのような形になっているのか、ちょっと私も詳しく今ここでお答えできないんですけれども、その辺もちょっと調べてみたいと思います。

○伏谷委員長

ここで休憩といたします。再開は午後3時からです。よろしくお願いします。

午後2時48分 休憩

午後3時00分 開議

○伏谷委員長

それでは、再開いたします。

先ほど米澤委員への答弁に対しまして保健福祉部次長から発言の訂正を求められていますので、許可いたします。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

先ほどの保護世帯の健康診断の関係でございます。ちょっと休み中に聞きましたところ、まず生活保護を受けて勤労されている方につきましては、その職場の方の健康保険で健診をやっているということだそうです。それから、無保険の方ですね、その方につきましては、市の健康課の方から受診票を送付いたしまして、そして市の方の健診を受けていただいているというふうな、そういうふうなことだそうでございます。申しわけございません。訂正させていただきます。

○竹谷委員

先ほど、根本委員の質問に対して若干気になる分がありましたので、まずその辺の確認だけさせていただきます。

一つは、職員の人件費の関係で関連質問しておりました。内容については、皆様御承知ですので、繰り返すことはいたしません。管理職手当の30%削減によって一般職員が残業した場合に格差が生じてきている、それは一つの笑い話みたいな話ですが、実態はそうであるのかどうなのか。もしそうであるとするならば、どう対応していくのか。まあ検討するようなお話ですけども、少なくとも20年度の決算では大きな黒字要因になった。私は21年度の決算、これから、前段、午前中にお話ししたような多賀城の財政計画からいけば、そんなに生易しいものではないんじゃないかと。市民との整合性、それは職員が、管理職の皆さん方が30%に甘んじているはずはないわけよ。100%もらいたいんだと思うけれども、市の現状を考え、市民の感情からいってやむを得ないだろうという、やむにやまれない感情でおられるのではないかと。

そうであるとするならば、先ほど言ったような発言は、私は、公式の場でございますので、慎むべきじゃないのかと。お茶飲み話ならいいですけども、ここはどうしても公式の場ですから、そういうふうな発言については多少、まあ副市長さん優秀な方ですので、私はそれまでは申し上げたくないんですけども、ちょっと慎んだ方が今後の将来的な財政計画からかんがみても大事な要件ではないかというふうに思うんですけども、その辺の私の感じた所見について、どう思うか。それ1件。

○鈴木副市長

まさに竹谷委員おっしゃるとおり、それも一つの側面でございます。いろいろ今の社会的な経済状況を踏まえたときに、職員だけのことを考えていいのかどうかというのも一つ大きな視点であろうと思います。

あと、もう一つは先ほど言いましたように周りの人勤の状況、それから今多賀城市の職員のラスパイレス指標が93まで落ちているということも一つございます。合併した市も含めて今県内には13の市がございますけれども、合併した市は、まあ町が集まった市ということになりますけれども、従来からの市の中では多賀城市が一番ラスパイレス指標としては低い状況にもございます。

そういったことで適正な職員の給与の水準、それから今おっしゃられたような社会的な、いわゆる経済的な、社会的な状況、そういったものを含めて先ほどは真剣に考えなければならぬ時期に来ているというお話を申し上げました。

それから、ちょっと管理職と一般職員の逆転の状況です。今、実態は総務の次長の方からお答え申し上げたいと思います。

○佐藤総務部次長

現在庁内で管理職手当を支給されてる職員でございますが、一般会計、それからあと特会も含めまして67名支給対象職員がございます。管理職手当の現在職制でいいますと、参事職、まあ課長級ですね、参事職の職員から管理職手当が支給される実態がございます。現在3割カット、まあ30%カットしているわけでございますが、本来、通常、例えば参事クラスで4万7,000円くらいもらえる状況でございますが、それを3割カットしておりますので、2万8,000円ぐらいの支給状況でございます。2万8,000円といいますと、例えば先ほど副市長の答弁の中で逆転しているということでございますが、時間外の職員の平均単価が1時間当たり2,400円ぐらいだと思います。例えば10時間時間外すると、もう逆転しちゃう。そういう状況の中で、先ほどそういう答弁があったということを御承知くださればいいのかと思っております。

○竹谷委員

計算式はそうです。私は、公式の場でそういうことを言うのはいかがかということ指摘したわけですよ。それはいい悪いじゃない、そういうことを公式の場で言うのはいかがかと。やっぱり慎んだ方がよろしいんじゃないのかと。

それから次の問題でいくなら、私は、ラスパイレスでやるべきじゃない。年齢別、勤続年数、他市町村とどういふふうになっているのか、これをきちっと整理をして、まあ当然あるでしょう、大学出てきたら、高校卒業した人もあるようですけども、やっぱりそれをきちっと年齢給というものをどこまで採用していくかということも一つは大事なので、国の人勤でやってるのは、大体私から見るとその場限りの、そのときの形状、形状で人事院勧告が示しているような感じをしてならないんです。

一応この場で職員の給料問題、私が入ったころは物すごくラスパイレス80台のときでした。これでは職員とてまもなく仕事にならないと。少なくともラスパイレス100まではやるべきじゃないのかと、という議論もしたことありました。当時はラスパイレスだけで比較するのはおかしいんじゃないかという議論もありました。というのは、多賀城は中途採用者が多いというような一面で、それだけでやるのおかしいんじゃないかという当時の人事担当首脳陣はおっしゃってございました。

ただし、今見ますと大体そういう方々というのは一定の年齢に達して退職になってくるような状況にあるわけですので、そういう意味でいくと、やはりどこを基準にするかはこれから考えなきゃいけない問題ですけども、少なくとも年齢給、生活給というものを、どこに置くのかということにおいて、他の市町村とどういふふうな状況に多賀城市があるのか。こういう状況にあるというのであれば、それははっきりと皆さん方の前に明示しておきながら賃金改定をして市民の理解を得ていくという、やはり仕組みをつくっていくことが私は職員給料の問題を語るとするならばそこまで突っ込んだ言及をすべきじゃないかと。通り一遍でそうですよねじゃなく、そこまで言及すべきじゃないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○鈴木副市長

まず、ラスパイレス指数でございますけれども、ラスパイレス指数はですね、例えば多賀城市役所と国家公務員全体のならした給与の水準ということで比べる指数になります。ですから、全体トータルとして一つの指数があるわけではなくて、大卒、それから短大卒、高卒、それから勤続年数ごとに細かく分かれていて、それらを国家公務員の職員構成と多賀城市役所の職員構成を変えたときにどういふふうになるかということの指数としてあらわれますので、ですからただいまおっしゃられるように多賀城市において勤続年数どのぐらいのところラスパイレス指数がどのぐらいかというのは、資料としてはそれは出てまいりますので、どの世代が高くてどの世代が低いかというのは、それは出すことは可能になっています。

ただ、今おっしゃられたように、ほかの市町村の、例えば同じ年齢で、どのぐらいの給料かというのは、これはね、厳密に言いますと、その人の前歴、例えば中途採用であっても役所に来るまでにどういふ仕事をされていたのか、類似の仕事なのか、あるいは関係ない仕事なのか、そういったことの細かなところまで精査をしていかないと厳密に出せないという問題が出てくるんです。

そういうことがありまして、厳密に言えばそこまでなんですけれども、現実としてはラスパイレス指数のとらえ方の指数で世代ごとの高い低い、そういったことも出せるのではないかと考えております。恐らく趣旨はやるのであればその辺のところの透明性、合理性、説明性を十分とりなさいということのお話だと思っておりますので、もちろんその辺は十分留意をして進めてまいりたいと思っております。

○竹谷委員

国家公務員は、給料だけじゃないですからね。ほかにいろいろありますから、あれを一概にあれだけ信じてね、国家公務員はこうだから職員の給料こうであるべきだなんて思ったら大変なことになると思いますよ。

私はやはり地方職員として、その任務と役割。それと6万市民にするのか、10万から6万市民の平均賃金をどうあって、どのような状況にあって、最高と最低でどういふふうになって、その問題点はどこにあるのかを、分析はすぐできるはずですよ。今、私は現職でないからやれませんが、私たち労働組合は、そういうデータをもって賃上げ交渉に当たるわけですから、自治労の本部でも問い合わせれば、そんなものはすぐ、すぐ俺は手に入る問題だと思えます。

私は、かつて、ある市の職員の給料を、平均賃金を聞き出して、お聞きしまして多賀城市と合わせようと思って多賀城市に要求をいたしましたら、多賀城市に拒否されました。今考えれば、あのときやっておけばよかったなと感じている反省点でございますので、そういう点も踏まえて、きちっと、副市長ね、あなたはもう優秀な人ですからわかってるんで

す。だけど、職員がそれだけでは気が納まらない面もあると思いますのでね、その辺はきちっと私の言っていることも理解をしていただきながら、しっかりと多賀城市に勤めてよかったと、多賀城市の職員として誇りをもって退職できたというような方策をつくっていただきたいと。これ以上論議はしませんけれども、そのようにお願いしておきたいと思います。

あとね、もう一つ、今、横のつながりがいいなあと思ったんです。福祉関係の社会福祉協議会が出してる生活安定貸付金、先ほど5万円を10万円にしてくれたらという論議ありました。これ款外なのでね、ちょっと委員長、類似なので、ちょっと横のつながりということで質問させていただきたいと。

○伏谷委員長

端的にお願いいたします。

○竹谷委員

88ページの、資料7、多賀城市勤労者生活安定資金貸付預託金、勤労者福祉一般貸付預託金、これは労働金庫とのタイアップで作り上げたものであります。確かに多賀城市と労働金庫で提携をして、この運用はできるはずです。なぜなら私がこれを創設するに役かかってありましたから、もし東北労働金庫になっても、その定款が変わっていないとすれば、この貸付制度の活用というものは、私はできるはずです。そのためにこれをつくったはずですから。

ですから、もうちょっと横のつながりを持って、こういう資金の運用を図っていくということが大事じゃないかと。そして、もし、もし労働金庫との話し合いでそれができないのであれば、できるように改善をします。そこまで私は行政で、約4,500万ぐらいの預託をしているわけですから、市民にそういう意味でこういう時期に緊急措置としてやっていくというのが、これは大きな施策じゃないかというふう感じて、なぜ横のつながりがいいのかなあということでもちょっとがっかりしたんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○内海保健福祉部長

おっしゃられること、まことにそのとおりでございます。実際具体的な場面で、制度として使えるものかどうかということまで含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○竹谷委員

所管の課長さんおられるでしょう。所管の課長、使えるはずだよね。使えるか使えない、使えないなら労働金庫ときちっと話をし、先ほど根本委員がおっしゃったようなものについても、活用できる制度に切りかえていただくことが、私からここでは質問しません。お願いしておきたいと思います。よく福祉部長と担当と相談をして、できるだけ活用できるような方法を考えていただきたいということだけ、本当は要望はできないんですけれども、これだけは答弁は求めません。要望しておきたいと思います。

あと、もう一点、先ほどの質問から関連あるんで、ここだけはやっていきたいと思ってました。

資料7の4ページ、行政改革の推進。歳入の関係のときにこの行政改革の問題、アウトソーシングを含めてお話しさせていただきました。年4回、20年度は行政改革推進委員会を開催したというふうに明記されておりますが、具体的にどのようなことが審議され、具体

的にどのような改革が実行されたのか。それともここで決まったことは、今こういうふうな仕組みで運用しているというものがあれば紹介していただきたいと思います。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

お答えいたします。

まず、第1回目の会議でございますけれども、これは7月の28日の日に行っております。この中では、施設ランニングコストを踏まえた公の施設の使用料の適正化について行政側の方で考えていることを、委員の方々にいろいろとお話をいたしまして、これは具体的に、3年ごとに公の施設の使用料の見直しという部分をうちの方で掲げておりますので、多賀城市側の考え方を説明いたしました。その中で委員の方々から、やはり施設の稼働率をまず上げるという行政側の自助努力がまずあって、それが無い中においてむやみやたらに、施設ランニングコストというものを上げるのはいかがなものかというような答申が出されまして、次年度以降に考えておいた公の施設の使用料の見直しにつきましては、そういったいろんな考え方を踏襲いたしまして見送ったというふうなことが一つございます。

それから、2回目が10月30日に行っております。これにつきましては、この段階では平成19年度の行政改革の影響額の説明をいたしました。そのほかに、市民団体等に対する補助金のあり方について現状をお話をいたしまして、委員の方々からいろんな意見をいただきました。3回目、これは12月16日に開催いたしまして、このときも引き続き、補助金の見直しに係る先進自治体の事例等を通しながら多賀城市における今後の補助金のあり方についての議論をいろいろとしていただきました。4回目になりますが、これは3月に行ったんでございますけれども、このときも、一応やはり積み残しがございました多賀城市の補助金の見直しについて、今後どうあるべきかというようなことでいろいろ御議論いただきましたが、この中では、きちんと市民にどういう補助金がどういう団体にどの程度出ているのかというものをきちんと出すべきでしょうと、そういったことから改革というのは始まるのではないかというような御意見をいただいております。これについては、多賀城市のホームページの中で行政改革推進委員会というところがございまして、その中にそれらの詳細について書いてございますので、あと御参照願いたいと思います。

○竹谷委員

そうしますと、先ほど例にもお話ししましたが、行政改革推進本部というのは今でも生きているというふうに認識しておいてよろしいんですか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

現在は、行政改革推進本部というのは、行政経営会議の方に統合されてございます。

○竹谷委員

じゃあ、この委員会は行政経営の下部機関として議論していただいているというふうにするのであれば、行政改革推進委員会という名称とのかかわりはどういふふうに見ればいいんですか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

これは、下部組織というものではなくて、あくまでも行政改革、多賀城市における行政改革に対する市民の有識者から成る方々で構成させていただいております。その中でいろいろと御議論をいただくという、そういうふうな関係になってございます。

○竹谷委員

じゃあ、詳しく構成員、構成委員の選出方法等について御説明願いたいと思います。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

まず、従来、会長には大学の先生にお願いしております。あとほかの民間有識者の方々ににつきましては、まず公募の方、従来2名という形で今回も公募をさせていただきます。あとそのほかは、もろもろの、例えば市民活動サポートセンターに出入りされている方で市民活動を行っている方であるとか、それから農業関係者であるとか、そういったところの方々に、一応その関係者の方から一応推薦をいただきながら、そういった方々で全部で8名の方で構成をさせていただきます。平成21年の6月で一応任期が切れてございまして、今現在新たな委員を今公募しながら、あと今その人選に当たっているところでございます。

○竹谷委員

そうしますと、行政改革に当たっては、この方々にある意味では経営委員会ですか、経営会議ですか——の中から出た話題を、一応お示ししながら意見を聴取すると、それがある程度市民の意見として理解をしながら行政改革を進めていくんだという方針になっているということですか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

そのとおりでございます。

○竹谷委員

であるとすれば、少なくとも行政経営会議での、これらに諮問しようとするものについて、我々に対してもある意味では説明をしておくべきじゃないのかというふうに感じます。決めてから、この間もお話したように、第5次総合計画と同じように決めてからこれこれこうですという説明されてもおかしくなってくるんじゃないのかと。

いや、実は私ね、なぜこういうことを申し上げたかという、多分やってるんじゃないかと思ってね、使用料の問題について、私質問する気になったんですよ。ああいいところ見てるなあと。稼働率のないところに使用料つくってしょうがないんじゃないかと。逆に言うと、稼働率を上げるための施策をつくるべきじゃないかと私は今回の決算委員会で言おうとしてたんですよ。行政改革の方でやってるというから、ああなるほどなど。見るころは見てるなというふうにしたんですけども、具体的には款項目の歳出の中で話したいと思ってましたけれども、少なくともこういうものをやってるということを経報として、まあ私、ホームページ見ないのが悪いと言われればそのとおりですけども、少なくとも我々にそういう情報は発信しておくべきじゃないのかと。それが多賀城の行政をチェックする議会の役割ではないかというふうに感じるからこそ申し上げたいんですけども、いかがなものでしょうか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

今後、行政改革推進委員会で議論されて出た話題等に関しましては、できるだけ情報を何らかの形で発信をしたいというふうに考えてございます。

○竹谷委員

まあひとつ、これは厳しい時代だから、昔厳しくないっていうか、少々やっても金があったから何でもできたんですけども、これからはもう何を言っても金がないと。何とか我慢してくれ。中央公園なんか、いい例だ。子どもがスライディングすればけがするようなグラウンドつくって、金ないからこれで我慢してくれと言われる例があるわけですよ。で

すけれども我々は、まあ何とかして使おうやということで、ごまかしごまかし使ってるわけですけれどもね。そこで笑ってるけれども、本当に言いますけどね。そういうものを見れば、もっとやっぱり開かれた市政をつくった方がいいんじゃないかと。議員もやっぱりそういうことに関心持てるような情報を共有してやるというのが大事じゃないかというふうに思いますので。

これ以上言ってもらちが明きませんので、一応私はそういうふうに思って、3点の質問を終わりたいと思います。

○昌浦委員

資料7の21ページなんです。産業の創造のイ、空き工場対策、まあここで書いてあるとおりなんですけれども、市のホームページを見て、20年度中に何かこう引き合いとか照会とか問い合わせとか、そういうのがあったんでしょうか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

空き工場対策につきましては、市内の不動産屋さんから情報を得まして工場適地についてホームページで紹介している事業でございます。何件か、これは照会はございます。ただし、貸してほしいというニーズであったり、こっちで登録しているのは売りたいというニーズであったりということで、その辺でマッチングしなかったり、それから具体的な価格応談ということで不動産屋さんと交渉した結果、価格の折り合いがつかないということで、引き合いはあるんですけれども、それが契約までいった例は、まだございません。

○昌浦委員

照会件数6件ということだからね、6件を対象にしてホームページに載せたのかなと、そういうことでいいんですよね。この照会件数というのは何か問い合わせがあった件数なのか、具体的にどういうことなんでしょう。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

こちらの6件は、ホームページに載せた総件数でございます。

○昌浦委員

そこでなんですけれども、実はそのイの下ウ、高度電子産業に係る企業立地促進法に基づく基本計画の策定及び経済産業大臣同意というところなんです。私は常々ですね、かねてインキュベーション施設にしたらどうだと。空きスペースを市が買い上げて、そこで起業を目指す人たちに一定の、何ていうのかな、コマ数とか、施設をつくってお貸したらどうかというのは一般質問などでさせていただいてるんですけれども、このウに絡めて、そういう発想で20年度やろうというふうなお考えはあったんでしょうか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

高度電子産業の企業立地促進法に基づく基本計画を策定して、多賀城市は高度電子機械産業を呼ぼうということで進んでおったんですけれども、実態的には、想定してるのが新たな企業、大きな工場を呼べるようにしましょうということしか眼中にございませんでしたので、今、昌浦委員がおっしゃるようにインキュベーション施設というところまでは検討の中身に入ってございませんでした。

○昌浦委員

非常に残念ですね。やはり市民を、ふやすとか、法人市民税というのは一番市としては、自主財源としては大きい方ですから、そういう方策を下のウに絡まるような工場も含めてですよ、並列的にというのかな、お考えになって進めていくというようなことが、平成 20 年度にちょっとお考えされなかったというのは非常に残念ではないことだと思います。わかりました。

それ以上質問しても何でございますので、次に同じ資料 7 の、初めに資料 7 の 59 ページと 45 ページと関連で質問させていただいて、最初 59 ページの児童虐待、その前に、ごめんなさい、啓発活動のイ児童虐待防止講演会 44 人参加と、ウ児童虐待防止出前講座。まずもってイの 44 人というのは、受講対象者どういう方だったのか。それからウ、出前講座というのは一回 30 人となってるんですけども、何回やって、どういうことを出前講座でなされたのか、ちょっと教えてください。

○小川こども福祉課長

まず、59 ページの児童虐待防止講演会なんですけれども、これの 44 名の参加につきましては、一応要保護児童対策協議会というのがございまして、これの構成団体である小中学校とか保育所、幼稚園、そういう団体の実際児童虐待があった場合、もしくはそういう部分についてかわりを持っていただくことになる方々に対しての講演会でございます。

それから、ウの児童虐待防止の出前講座でございますけれども、これは昨年度は 1 回だけで、東部地区の民生委員協議会の方の方から虐待防止の関係についてちょっと勉強会をしたいからということで、講演というか、講座に来ていただけないかという要請があった関係上、昨年度は 1 回です。ことしになってから、さらに民生委員、各地区の民生委員協議会の方からもお声がけをいただいておりますし、あと地区の厚生保護婦人会の方からも、ぜひ虐待防止の関係について、ぜひ勉強したいということで来ていただけないかということで、ことしは大分、四、五回行くような予定で考えております。

○昌浦委員

今、結構児童虐待というのが、過去にはもぐってたか、潜在化してたのが、意外と顕在化してきていて、本市においても、虐待の件数が微増ですか、48 件から 51 件というふうな、これは通報かなんか、相談件数だと思うんですけども、ちょっとふえているような状況ですよ。

なぜ私質問させていただいたかという、一番、この 59 ページの上の児童虐待通報者別っていうところに、民生委員、19 年度・20 年度ゼロ件なんです。そこで、大変失礼なんですけれども、資料 7 の 45 ページ、そこをちょっと資料いただいてから私着目して読んでみたんですよ。そうしましたら、児童委員さんの分野別相談と支援件数の中に子どもに関するということのが 769 件と、こういうふうに書いてあるんですね。お子さんに関することですからさまざまなことを御相談されたんでしょうけれども、たまたまこの 769 件の中には虐待にかかわるようなことを民生委員さんは扱わなかった、幸いなことだったのかなというふうな資料の読み方になってしまうんですが、先ほど昨年は東部民生委員さんが出前講座を受けたということで、やはり地域に密接に、地域の中に入って行って、公、官とは違う、やはり同じ地域に住む住民ということで気軽に御相談なんかできるような、同じ所管の方たちなので、もっともこの虐待に関しては、民生委員さんの方にいろいろと事情を話して、未然に防げる方法というようなことはお考えになられたのかなと。今後はやっていけるのかなと、いかれるのかなということをちょっと聞きたかったわけでございます。

そこで、民生児童委員を所管の方の課長さんと、それから虐待の方の課長さんの御所見を、ちょっと賜りたいと思います。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

民生委員に関しましては、その事務局は社会福祉協議会の方で担っていただいているわけですが、その内容といえますか、内訳、左側の方に子どもの地域生活とか、あるいは教育とか学校生活、こういった件数がそれぞれ入っております。民生委員さんにつきましては、たまたま今回 20 年度については虐待の関係、通報がなかったということでございますけれども、日々子どもに限らず、障害者の関係の方とか、あるいは老人の方とか、生活保護も含めましていろいろと目配り、気配りをさせていただいてるということでございます。引き続き、その辺注意深く見守っていただくようお願いをしていきたいと、このように考えてございます。

○小川こども福祉課長

データの民生委員さんからの通報は、確かにございませんでした。しかし、現実的に虐待の疑いのある世帯に対して民生委員さんにその辺の支援をしていただいているケースはございます。ただ、通報としてはなかったんですけれども、そういうふうな形で支援をお願いしたり、見守りをお願いしたりして、その辺の情報収集なり、逐一報告をいただきながら、連携してやっているというのが、この中ではちょっと見えませんが、民生委員さんが一切かかわってないということじゃないので、その辺御理解いただきたいと思います。今後とも連携していきたいと思っております。

○昌浦委員

わかりました。たまたま通報にはかかってないけれども、支援はされておったということ聞いて安心をした次第でございます。

そこでなんです、これは児童虐待ですね、4 の方になっておりますけれども、虐待通報は 51 件、20 年度ございました。しかしながら、その下に虐待と書かれていて、それまた細分化して件数が三つ書いてありますけれども、38 件が虐待の疑いがあったと。あとの 13 件はちょっと勘違いというのではないでしょうけれども、ちょっとこういう虐待の疑いあったけれども、実際虐待なかったみたいだと、そういうふうな形で承知しておいてよろしいのかということと、それから一時保護等々ございますね。これに関してもこの件数 5 件は、その後は一時保護から解放 —— 解放っていうんじゃないですね。保護が解けて復帰されたものなのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○小川こども福祉課長

4 の虐待の通報ですけれども、確かに 20 年度は 51 件ございました。そのうち 38 件が明らかに虐待と認められるケースです。この差の 13 件につきましては、誤報、要するに夜中に夜泣きですかね、そういうものが強い子どももいることでいろいろ調査をさせていただいたりしたんですけれども、そういう夜泣きの関係で虐待ではないというふうな部分で認められたのがあったり、その辺は虐待というふうな認識をとってないということになります。

それから、あと一時保護ですけれども、これは児童相談所の方に一時保護されます。その中で 2 カ月、3 カ月程度いろいろ保護者と呼んで子どもたちと児童相談所との間でいろいろ話し合いをして、結果的に家庭に帰しても今後虐待が行われる危険は少ないだろうと思われる分、あとこれはもう施設措置として母子 —— 母子というか、親から離さざるを得

ない、その方がより子どもにとっていいだろうと思われるケースが2件というふうな考え方でございます。

○昌浦委員

わかりました。児童虐待ですね、お子さんが対象者なものですからね、なかなかもって表面的なもの、訴えとかなんかもなかなかできない。いわば弱い立場にある方にかかわることでございますので、その辺は、今後ともこうやってなるだけ件数を減らしていくような御努力とそれからあと健全な——健全なっていうのかな、防止措置の方ですね、どうか御尽力を賜りたいと思います。

○佐藤委員

資料7の21ページ、空き工場っていったらいいのかな、産業道路沿いの大きな——何だっけ、あれは。貸し工場……（「倉庫」の声あり）倉庫。レンタル倉庫。この間の一本柳の説明会のときに市長が、大学の同級生だか同窓生の社長が友達で、たしか誘致してきたという説明でしたよね。確認します。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

今お尋ねのは、東北ドック跡にできたAMBプロバティの物流倉庫のことかと思います。当時仲介に入った方が、市長の同級生の方で、どうでしょうということで話が持ち上がったというのは事実でございます。

○佐藤委員

できて大分たつんですが、だれも入っていません。巷間、やっぱりあそこしょっちゅう通る人たちは、一体何なんだと、ここは。そういううわさが——うわさというかね、話題が結構出てるんです。問い合わせもありますから、何か市長の同窓生だっけっていったよって説明をするんですが、ちょっとうまくないのではないかと。ああいう状況では。夜、警備の人が、2階の方にちょっと電気ついてたりすることはありますけれども、あれはどのようになさるおつもりですかね。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

企業誘致の面からすれば、とりあえず箱ができたわけでして、固定資産税がそれによって上がってくるということで、企業誘致の一つとしては成功ではないのかなというふうに思っております。

ただ、さらに欲を言うならば、そこにやはり企業が張りついて、まあ物流倉庫ですから、そこでもって営業されるというのが一番望ましいところでございますけれども、やはり昨年の秋以降、この世界経済危機の中でそこに張りつく企業がないということで、つくられた会社も営業努力されてるようですけれども、まだ多賀城市に報告はないというのが現状でございます。

○佐藤委員

固定資産税が入ってくればいいというものではないんでないでしょうかね。やっぱりあそこで商行為が行われて、初めて町に活気出てくんでないですか。そういう答弁はちょっとおかしいかなあと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

やっぱり、あそこ通る人は心痛めてるんです。つくった人ね、足なくて、テナント入らないで大変だべなあって。そういうことでは、やっぱりなかなかちょっと今の答弁は理解

できないということを含めて、入っていただくということをしながらまちをつくっていくということと考えていただかないと困るんですけれども、いかがですか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

市長の口ききで進出していただいたというのはあるんですけれども、特にそれ以上多賀城市として便宜を図ったところは何もございませんので、誘致するに補助金を払ったとか、そういうものではないということでございます。したがって、それ以降の商活動、まあ活発にさせていただけるのは我々も非常に望むところではございますけれども、民間の活動でございますので、これは推移を見守るしかないのかなというふうに思っております。

○佐藤委員

長崎屋をどうするかということで民民だ民民だと言ってないで、何とか役所も中に入って一生懸命活用に向けて活動したらいいんでないかと、ずうっと私たちも言ってきましたし、ほかの方々も思ってた方もいらっしゃるかと思うんですが、わかります。言ってる意味はよくわかりますけど、しかしね、夜あそこ真っ暗になって、大っきな建物だけどんと建っててどうにもなんないということでは、ちょっと納得しかねますよね。そこにどういうふうにかかわるかは別として、やっぱり一応考えていく方向性を役所の中でも検討していきながら、一つでも二つでも入っていただくという、何とかできないものかというふうに思うんですよ。うんとやっぱり市民からは、役所がかかわってないことはよくわかりつつも、しかしいかがなものかという声が出てますので御紹介しながら、これから何とかしてほしいということです。

○藤原委員

五、六点あるんですけれども、まず人件費についてと職員採用についてと研修について、3点最初にお伺いします。

人件費について、全体としては抑制されてきてます。その中で、一部の人だけどんどん上がってるんでないかという声が聞こえてくるんですね。そういう声は人事担当のところに届いているのかと、それから事実なのかと、そういう声をどのように受けとめてるのかということ、まずお答えいただきたいと思います。

それから、二つ目、資料7の5ページで職員採用のことが載っています。ここで、これはまあOBの方からの意見が出てるんですが、労務職から一般職への採用というのは原則的にしないということを以前に決めていたんだけど、その採用試験がやられたようだ、どうなってるんだというような声があるんですね。まあ私はそれはそれで理屈が立てばいいんじゃないかと思うんですけど、どういう人事方針上の変更があったのかということについてお答えをいただきたいと思います。

それから、同じく資料7の5ページで、先ほど佐藤恵子委員から質問ありました職員の海外研修について、基本的に市はお金を出してないと、自治振興協議会って言ったかな、私のメモ間違いかもしれませんが、そこで出すんだと。まあ事前・事後の研修や羽田までのことについては、市が負担してますよということでしたけれども、羽田から向こう、向こうに行って羽田まで帰ってくる分については、市が出してないということでしたね。その自治振興協議会っていうのは、どこから金が出て運営してんのかと。多賀城市は、ここに対して負担金なり分担金なりは出してないのかどうかということについて、まず3点お答えいただきたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

まず、1点目の一部の職員だけが給料が上がってるんじゃないかということでございますが、現在市の方では、昇給・昇格のことだったと思うんですけども、これにつきましては、平成19年度から取り組んでございまして、今現在は上からの評価、それから下からの評価、それらを実施しまして総合的に判断をして昇給・昇格を決めてございます。ですから、一部の職員だけがという、そういう声があること自体が私は変だなと思って、それは当然人事の方には入ってございません。

それから、あと2点目の労務職の登用でございますが、実は今現在定数の中で、定年でやめる方だけじゃなくていろいろな事情ございまして勸奨退職なんかする職員もございまして、どうしても定数上の問題で、今回5年ぶりに労務職登用をやったという経緯がございまして、昨年度は3人の労務職から行政職登用してございます。

それから、3点目の宮城県自治振興協会でございますが、これの構成範囲でございますが、県内の仙台市を除く市町村が加盟してございまして、市の方でも負担金は拠出してございます。

ちなみにですね、ちょっとお待ちください。自治振興協会の20年度分の負担金でございますが、ちょっと今資料探して——ちょっとお待ちください。ちょっと済みません。あと今調べておきます。申しわけございません。

この自治振興協会でございますが、財源は宝くじの中から出てございまして、その中に加盟している県内の各自治体が負担金を出しているという協会でございます。

○藤原委員

自治振興協会っていうんだね。私、協議会ってあれだけど自治振興協会ね。じゃあ、あと宝くじ協会からの補助金があって、それに各構成市町村の分担金があって事業運営やってるといふふうに理解していいんですね。内訳については、あとでじゃあ教えていただきます。

人件費についてね、本当に聞こえてないんですか。ちょっと疑問だなあ。入ってないというのはあれですかね、口頭で言われたことについては、口頭で言われたこともないんですか。文書でそういうふうな申し入れがないと「ない」といふふうにみなすのか、口頭で言われたこともないということなのか、一切ないというふうに、そういう声は一切ないんだというふうに理解してよろしいんですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

口頭でも文書でも一切ございません。我々は適正に執行しているというふうに信じてございます。

○藤原委員

まあその中身についてはね、私らは別にどなたが幾らもらってるかなんていうデータは全然ないから、それは皆さんが言ってることを、そういうふうに答弁されるのであれば、そのように受けとめておきます。

それから、資料7の6ページですが、市民活動サポートセンターについてですが、これ20年度初年度でしたね、それで今地域コミュニティ課で住民自治基盤形成事業というのやっていますよね。その形成事業とサポートセンターというのはリンクするんですか、しないんですか。サポートセンターとは一切無関係に住民自治形成事業というのが行われているというふうに理解した方がいいのか、それともいろいろ関与するのか。私は、このサポート

センターの位置づけというかな、それがよくわからないので、その辺の解明をお願いしたいと思います。

それから、まあちょっと省こうと思ったけど、順調に来てるからね。

次に 20 ページ、奈良との友好の関係です。去年の 10 月 24 日に市役所で奈良市長と協議を行ったと。向こうが市長だからこちら市長行ったと思うんですが、それが多分行政報告であった覚書に、覚書にですね、その努力が結んだんだと思うんですけど、行政報告であった覚書の性格について、ちょっとこの際御説明いただきたいと思います。

それから、もう一点、資料 7 の 68 ページ、留守家庭児童学級の状況についてですが、先ほど森委員から質問がありました。これは実は私も取り上げてきたんですが、特に柳原委員が取り上げてきたんですけども、柳原委員の質問の回答から見ると一歩も二歩も前向きの立ち上がった答弁だったと思います。平成 22 年度以降考えていきたいというふうな回答が課長からあったというふうに認識しておりますが、それは特に多いのがすぎのこ、もみじ、あざみということですけども、これらを全体として解決する方向で努力をするということを受けとめていいのかと。もう一つは、部長、市長も同じ認識なのかということについて御回答いただきたいと思います。

○片山地域コミュニティ課長

まず、1 点目のサポートセンターの運営と住民自治基盤形成の関係はということでございますが、市民活動サポートセンターにつきましては、市内で市民活動を行い、または行おうとする方々に対しての、あるいは情報提供であるとか人材の育成、啓発、あるいはネットワーク形成といったことを目的とする施設でございます、これにつきましては、従来の生涯学習団体等も含めて、あるいは自治活動、町内会活動も含めて支援していきましようということで設立されたものでございます。

一方、住民自治基盤形成事業につきましては、やはり今般、私たちの住んでいます自治会、町内会が中心となっていていろんな活動を行っているわけですが、少子高齢化が進みまして共働き世帯あるいは核家族化の進行など世帯構造が変化している中で、これまでの地域のつながりというのが非常に希薄化してきていると。それから、例えばひとり暮らしの高齢者の方の安否確認ができないとか、子育てに悩んだときに相談相手がいないといったいろんな地域課題が生まれているということで、あるいは一方では地域活動の核であります自治会、町内会の加入率の低下だったり、あるいは役員の高齢化だったり、そういうことでいろいろ自治会活動が非常に衰退が懸念されるということで、そういったことで多賀城市も確実に今後少子高齢化の時代を迎えていくということですから、そういった時代を見据えたこれからの地域課題を解決するために各地域は、自分たちの地域は自分たちでつくるという考えのもとで課題解決に向けて地域が一体となって活動していくということが必要なことから、お話し合いを通じながらお互いに話し合っ、地域でしか解決できない、あるいは地域で取り組んだ方がよいと思える方向に進む課題等について自主的に住民の方々があるいは主体的に取り組んでいける力を養っていきこうということでございまして、まあそういう意味では、とにかく直接的な関連はないものの、私どもの地域コミュニティ課としては両方同じような活動を展開しておりますので、連携できることは連携しながらやっていくというのが基本ということでございます。

それから、奈良市との友好都市の関係でございます。昨年 10 月、委員のお話しございましたように多賀城市長と奈良市長、当時の藤原市長が奈良で会いまして、それで友好都市の締結について、まあできれば私どもとしては、やはり平城遷都 1300 年を契機に、ぜひ友好都市を結びたいということで申し入れをしたところ、ぜひ奈良市としても多賀城市と締結したいというお答えをいただいたというのが昨年 10 月でございます。

ただ、その辺につきましては、いわゆる市長と市長との口頭によるお話ということで、それは奈良市側の事務方もうちの方でも、当然それを目標に、いろいろなことで、例えばどうやって機運を盛り上げていったらいいとか、どんな形で締結したらいいのかということをいろいろと考えていくのにも、何かやっぱりきちっとしたものが必要だよねというようなお話がありましたので、来年の1300年の記念事業に向けて多賀城市と奈良市が締結するというのを、改めて書面で交わしていった方がいいよねということで双方、ことしの6月にですね、覚書を締結させていただいたということで、それが行政報告で説明をさせていただいた内容ということでございます。

○小川こども福祉課長

留守家庭の関係なんですけれども、先ほどもちょっと森委員の方からも質問あったように、今後次世代育成の後期計画を策定する中で住民アンケート等、住民アンケートというか、アンケート等も調査しております。それらの動向なり、もしくはあと今後10年間なりなんの長期的な視点に立った対策なりなんなりを考えていかなければならないだろうというふうに考えております。その中で何力所程度、分級にしたらいいのか、もしくは何かほかの既存施設の中で何か使えるものがないだろうかというような部分を含めまして考えていきたいということでございます。

○藤原委員

奈良市との覚書の件ですけれども、これはあれですよ、私どもに資料としていただいても別段差し支えない文書ですよ。役所と役所の覚書なので、それはぜひ資料としていただきたいと思っておりますけれども、よろしく願います。

それから、留守家庭児童学級については、これは別段課長がそういう答弁して、部長も市長も何もコメントないので同じ認識だというふうに考えていいんですね。2点について、回答をお願いします。

○片山地域コミュニティ課長

友好都市の関係につきましては、その中身、地域コミュニティ課にも紙飾っておりますので、ぜひ来ていただければごらんいただけますし、コピーを欲しいということであれば、差し上げることは一向に構いません。

○内海保健福祉部長

部長も市長も一緒なのかというふうなお問い合わせですので、お答えさせていただきます。

平成21年度の事業をごらんになっていただいて、非常にわかると思うんですけれども、福祉の予算は大分充実させていただきました。例えば医療費ですとか、あるいは妊婦健診ですとか、これまで課題だった部分について相当の部分が解決させていただいたというふうに思っております。

私としては、次はじゃあこのことかなというふうな形で思っておりますけれども、これ全体とのバランスの問題もございまして、具体的にはまだ市長の方とは、その辺の相談はさせていただいておりませんが、具体的に先ほどこども福祉課長の方から申し上げましたように、計画的にどう整備をするかというふうな部分で今後相談をしていきたいというふうに思っております。

○藤原委員

せっかくですから、市長の回答をお願いします。

○菊地市長

今、部長言ったとおりでございます。

○松村委員

3点お伺いいたします。

まず、1点目は資料7の4ページ、人事管理費のですね、職員採用試験の実施についてお伺いいたします。

こちらの方に、下の方に「また大量退職時代を迎え云々」で資格と経験を有する民間実務者の採用を実施したということで、その中に、次のページに内訳として建築1名、設備1名、土木3名云々と書いてあります。これは、多分市の方としても職種内容については、市の方で必要と認められる方でこういう方を採用されてるんじゃないかというふうに思います。その辺は私は理解するところでありますが、今後なんですけれども、こういうことも今後もあると思いますけれども、その中に、できましたら、この職種内容につきましてなんです、私がずうっと話している点なんですけれども、いわゆる観光事業の実務経験のある方を採用されるということも検討されたらどうかというふうに提案させていただきたいと思います。

といいますのは、やはり前段でも、午前も言いましたけれども、自主財源確保という観点からいいますと、産業振興というのは自治体の喫緊の課題だと思えます。そういう関係からいいますと、観光産業というのはあらゆる産業の振興に関連してまいりますし、また雇用という面からも、大変有効な産業振興施策であると私は考えております。そういった観点からしますと、本市の場合は多分皆さん同じ認識だと思いますけれども、また観光という面からいきますとかなりおこなっているというか、観光客は来ても、ただ見て帰るだけというふうなのが今の本市の観光の現状であります。これではやっぱり観光産業振興ということにはならないと思います。

そういう現状をやっぱり打開するには、そういうことに対しての経験のある、実務経験のある方を、やっぱり職員として採用して何とかこの現状を打破するという方向に、やっぱり市としても方向を変える必要があるんじゃないかなというふうに私としては考えております。

そこでなんです、ことしの、ちょっと新聞で見たんですけれども大崎市なんかもそのようなことをやりました。ふるさと雇用事業ってあったと思うんですけれども、それで、観光協会だったか、ちょっとよくわかりませんが、やっぱり観光専門家を雇いまして、その方を充当して大崎市の観光振興にですね、力を入れていくと。また、いわき市ですか、いわき市におきましても、やはりそういう実務経験者を採用しまして観光協会に向向させているというような、そういう話も、まあ詳しくはちょっと調べておりませんが、そういうふうにして取り組んでいる自治体もありますので、そういうことからそういうことも今後検討されたらどうかというふうに思いますけれども、その件に関していかがでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

今、民間実務経験者の枠で、例えば観光に特化したそういう経験者を採用してはどうかという質問だと思うんですけれども、今回うちの方で民間実務経験者の7名、20年度採用してございますが、これは組織の構成上、例えばいろんな過去に議会の方々からいろんな要望ございました。例えば技術の継承、それから専門的業務の継承ということも踏まえて今回7名の民間実務経験者を採用したわけでございますが、観光面でというお話でございま

すが、例えば今現在市の方では、平成 19 年度から行財政経営アドバイザー、それからあと地域経営アドバイザーの方と契約してございます。そんな方法も一つあるのかなという感じはしますけれども、いざ観光面となるとなかなか難しいわけでございまして、じゃあどういう資格が必要なのかということもございます。多分全国の自治体の中で取り組まれているところは余り聞いたことはないんですけども、よく聞くのは観光協会、例えば市であれば多賀城市の観光協会の方で、例えば事務局長さんを、そういう民間、観光にすごく、そういう方を採用するとか、そういうのはまれにいろいろ散見されます。具体的には、例えば静岡県のおそこは伊豆にございます、町でございますが、そこは観光ビジネスで当然町おこししてる町でございますので、そういうところは観光協会の事務局長さんを公募するという、そういう事例とかもございます。

そんなことから、多賀城市として、じゃあすぐそういう観光にすごく精通した方を職員として採用するかとかの判断はなかなか難しいとは思いますが、まずは市の観光協会の方でそういう取り組みもできないわけではないのかなという感じは持っております。

○松村委員

アドバイザーとかそういう形でも考えられると、でも難しいということなんですけれども、市の方で、そういう観光産業を地域活性化の方に資するためにやっていこうという意思があるならば、私は難しいということはないんじゃないかなと思いますので、その辺そういう方向にまず市が方向を、やっぱりハンドルを切っていくというかね、そういうことをまず決断しないとだめかなというふうに思います。

その辺は人事の方ではちょっと答弁できないと思いますが、市長のお考えはいかがでしょう。

○菊地市長

松村委員さんの考え方は、そういう考え方持ってらっしゃるかと思うんですけども、今多賀城の観光を考えた場合に、歴まち法の、歴史的風致維持向上計画というのを今つくっているわけでございまして、2 年間かけてつくるということで、その延長線上に観光もかわりが出てくるということは必至でございますね。ですから、その辺のあり方を考えながら、あるいはいろんな方々と多賀城の観光のことについてアドバイスをいただきながら、それにふさわしい人がいれば、それは結びつく可能性もあるかもしれませんが、ちょっとその辺が、まだ具体的なものが歴まち法の関係でできないうちに、じゃあそれだけの人物だけ引っ張ってくればいいのかといえば、私はまたそれちょっと早過ぎるんじゃないかなという気はいたします。

さっき次長が言った伊豆だかなんかのやつは、たしか温泉の町で、女性だったんだよね、あれね。女性の方が協会長かなんかになって、町おこしでかなり活躍されたんじゃないかな、もう。二、三年前の話ですよ。そういう方がいればということで、あそこは観光に物すごい重点を置いた施策をやってたんで、ああいう人を募集したということなんです。ですから、ちょっと多賀城とは位置づけが違うんじゃないかと。多賀城に観光でもっともっと人を入れて、それなりの商売をやりたいというものが、これが多賀城の施策として大きな施策として出てくれば、当然それはそういう人材も必要になるでしょうけれども、まだそこまでちょっと、私は、まだ行ってないというふうに私自身は今のところまだ考えてる、そういう状況でございますので、御理解いただきたいと。

○松村委員

そういう雰囲気が出てくればということですが、行政の中にはそういう雰囲気が出てきてないということですかね。そういうことではないんですか。市長、お願いします。

○菊地市長

いや、ですからまだそこまでは至ってないというのは事実だというふうに私は思います。ですから、今度第5次総合計画もありますし、歴まち法と絡めながらのまちづくりという観点から、その辺も掘り起こしができるかどうかという課題もあると思います。その辺が出てくればそういうことも当然あり得るのかなというふうに思います。

○松村委員

まあ、期待しております。出てくればでなくて出てきてほしいというふうに思っております。

あと次ですが、2点目、10ページでございます。10ページ、広報誌発行に要する経費で722と書いてありますけれども、この件と、あとその前に関連しまして7ページで広告事業の推進についてということで、広告、封筒とか、あとホームページ広告云々と書いてありまして、これ合計しますと108万ほど広告料として上がっていることでありますが、私以前から、広報誌にも広告を掲載されたらどうかということで何回か提案させていただいておりますが、前の答弁によりますとページ数がどうのこうのというようなことで、今はできないけど今後検討するというようなお話でありましたが、その辺の進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

○片山地域コミュニティ課長

多分予算委員会だったと思いますけれども、松村委員から御質問あったと思います。それで我が友好都市であります太宰府市も既に広告を入れてということで、そちらの方をいろいろと勉強させていただきながらということで今まさに勉強させていただいてる最中でございますので、もう少しお時間いただければというふうに思っております。

○松村委員

ぜひこれを早く実現させていただきたいと思います。資料の、こちらの行政評価の方にも、広報誌に関しては、カラーにしてほしいとか、もっと読みやすくとかということもありますので、やっぱりページをふやすとかカラーにするということにしましても、やはり予算の部分でもう少し上乗せしないとだめだと思いますので、そういう広告とかも積極的に取り入れて、なるべく皆さんに親しまれ、読まれるような広報誌づくりにできるように取り組んでいただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あと、もう一点ですが、先ほど根本委員とあと竹谷委員の方からありましたが、生活安定資金の件であります。前、私、予算委員会のとこだったと思いますが、原資が足りなくて活用したい方が2カ月ぐらい待たなきゃいけないというような状況だったと質問させていただいたと思いますが、そのとき、できたら原資を増額されてはどうかというか、5万を10万にということは先ほど根本委員が言った点ですけれども、回答はお伺いしましたが、その部分に関して現状はどうなのかということと、あと原資の増額はどのように対応されたのかお伺いしたいと思います。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

それではお答えいたします。

資金が足りなくなったというふうなことにしましては、何かこれはほんの一時的な時期といえますか、そういうときがありましたというふうなお話がありました。

ただ、それが恒常的にそういった状態になってるということではなくて、ちょうど、多分委員さんがおっしゃってる時期だったんだろうと思いますけれども、その時期には一時的に足りなくなったことはあったというふうなことはございました。

ただ、現在は、その辺はうまく回ってるというふうな状況のようでございます。

あと、増資の関係、済みません。増資の関係については、恒常的にもし足りなくなると、常にそういうふうな状態になるというふうな場合には、社協さんの方が考えてくださいねというふうなことでお話はしております。社協の方でも、まあわかりましたという、はっきりそのように言ったわけでございませぬけれども、そのように考えていきたいというふうな考え方のようでございます。

○松村委員

現在はどうか回っているということではありますが、多分これからまたいろいろ厳しくなる、もっと厳しくなる、そういう利用者も多くなるかと思っておりますので、そのときはぜひ所長さんの方をお願いしたということですので、所長さんがしてくださればよろしいと思いますが、ぜひその辺をしっかりと見守っていただいて監視していただいて、そういう対応おくれのないように、ぜひ市の方でも考えていただきたいと思っております。どうしてもだめでしたら、やっぱり増資もぜひ考えていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○柳原委員

資料7の70ページ、生活保護についてですけども、この表からも生活保護がふえているということは明らかだと思うんですけども、その中で派遣とかパートが仕事なくて生活保護受けたいという相談例もふえているという報告がありましたけれども、私のところに相談に来られた方でも派遣で働いてて仕事が減って、もう家賃も払えなくて、もうホームレスになる寸前で相談に来られた方がいらっしたんですけども、その方は生活保護受けることができずホームレスにならずに済んだという、こういう事例がございました。

今、昨年9月15日にリーマンブラザーズが破綻して、もう1年になるわけでありましてけれども、失業率が今最悪を更新して日本で5.7%、アメリカが10%を超えてるという、こういう未曾有の今事態なわけなんですけれども、それでこういう相談に来られる方というのは本当に氷山のまだ一角だと思うんですね。実際にワーキングプアと言われる生活保護の基準より収入が少ないと言われてる人が日本で1,000万人とも言われてるわけなんですけれども、多賀城でもそういう生活保護以下の収入しかないんだけど保護申請しないで頑張ってるという方もたくさんいると思うんですけども、この70ページに、保護率というのが9.31パーミルですか、これは本当に生活保護までたどり着いたという方だと思うんですけど、実際に多賀城で、そういう生活保護以下の水準で暮らしているという方はどれぐらいいると予想されてるかちょっと、わかりますでしょうか。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ちょっとそういうデータなんかもちょうと見たことないもんですから、申しわけございませんが、わかりません。

○柳原委員

これは調査してないとは思いますが、やはり全国的な統計から見ても、この10倍ぐらいはいるのではないかと私は思います。やはり、生活保護の相談員の方も1人ふえたということも報告ありましたけども、いろんなそういう納税の相談に来られた方とか、生活の実態をなるべく早目につかんで、こういう生活保護、今セーフティネットがどんどん壊れてきていて、最後のセーフティネットと言われる生活保護しか、もう残ってないような状態なので、ぜひこれは頑張ってやっていてもらいたいと思います。

次に、同じ資料7の21ページ・22ページなんですけれども、22ページの工業団地化構想のところ、ことし、村井知事が文化センターで多賀城市産業創造セミナーで講師をされて、私も聞きに行ったんですけども、そのときの話だと随分景気のいいというか、私すごい印象に残ってたのは、景気が大体底を打って、これからどんどんよくなるんだというような話と、あと工業誘致をして、法人税がどんどん入ってきてすごい豊かになったというスライドを見せていただきまして、随分景気のいい話だなと思って聞いていたんですけども、昨年、市長も昨年の2月ごろには、もうすぐにでも多賀城にも工場が来るというような話をされていたと思うんですけども、それから1年たちまして、今の市内の、そういう工場のいろんな工場訪問して、その実感とか、市内の失業者の数とかはちょっとまだわからないとは思いますが、ソニーさんでも随分派遣の方とか職を失ってるという話も聞こえてきてるんですけども、そういう、あと先ほど佐藤委員が倉庫も誘致したけども会社が入ってないという話もありましたが……（発言者あり）ですから——はい。昨年ですね、1年前と今で市長の多賀城のね、工場に対する、経済状況に対する認識は変わっているのかどうかを、ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○伏谷委員長

状況認識ということでよろしいですか。（「去年とことしの経済認識、どう変わったかということでしょう」「はい」の声あり）

市長。

○菊地市長

私自身調査したわけじゃないですから、具体的なことまではちょっとわかりませんが、恐らくもう底に、東北の経済状況、最近もマスコミ等で言ってるのは、大体底を打ったんじゃないかというふうな情報だけはマスコミからは来ております。

ただ、AMBという会社は、確かに私の高校時代の同級生がいろいろと動いてくれた関係で、AMBというのは本社がアメリカにあって世界各国にああいう倉庫を持つ会社でございますから、それなりに、普通の倉庫会社が全然入らなくて困ったというふうなことではなくて、今回の経済不況がまさかこんな状態になるとは思わないでつくったことは確かだと思いますけれども、まああれはあれで世界的な企業ですから、それなりに維持はしていくんじゃないかなと。ただ、多賀城にとっては早く入ってこられることを望みたいというふうに思いますけれども、経済状況自身は徐々にではありますけれども、少しは上向きつつあるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、今回、政権が変わりましたから、それによってどのくらいの、今度、景気がよくなるための手だてをどういうふうにするか、今度の政権、鳩山さんが就いたことによって底上げするかということが、また景気にも影響してくるのかなというふうに思います。以上です。

○伏谷委員長

お諮りいたします。

3 款までの質疑の途中ではございますが、本日の委員会は、この程度にとどめ延会したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決めました。

あす 9 月 15 日は午前 10 時から特別委員会を開きます。

本日は、御苦労さまでございました。

午後 4 時 26 分 延会

決算特別委員会

委員長 伏谷 修一